

2025年度

# 総 会 資 料



## 綱 領

われわれ JAYCEEは  
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者、相集い、力を合わせ  
青年としての英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

公益  
社団法人 須賀川青年会議所  
SUKAGAWA JUNIOR CHAMBER INC.

〒962-0844 福島県須賀川市東町59-25 須賀川商工会館1F  
TEL (0248) 76-7083 FAX (0248) 76-3292  
URL <http://www.sukagawa-jc.jp> e-mail [info@sukagawa-jc.jp](mailto:info@sukagawa-jc.jp)

## J C I Creed

We Believe;

That faith in God gives meaning  
and purpose to human life;  
That the brotherhood of man  
transcends the sovereignty of nations;  
That economic justice can best be won  
by free men through free enterprise;  
That government should be of laws  
rather than of men;  
That earth's great treasure lies in  
human personality; and  
That service to humanity is the best  
work of life.

## J C I 綱 領

我々はかく信じる:

真理は人生に意義と目的を与え  
人類の同胞愛は国家の主権を超越し  
公正な経済は我々の自由な  
経済活動によってこそはたされ  
政府には人治ではなく  
法治が必要であり  
人間の個性はこの世の至宝であり  
人類への奉仕が人生最善の仕事である

## JCI MISSION

To provide leadership development opportunities  
that empower young people  
to create positive change.

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために  
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

## JCI Vision

To be the foremost leading global network  
of young leaders.

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを  
先導する組織となる

## J C 宣言

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う

## 綱 領

われわれ JAYCEEは  
社会的・国家的・国際的な責任を  
自覚し 志を同じうする者、相集い、  
力を合わせ青年としての  
英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

## 東北JC宣言

われわれは  
新たな価値を創造する旗手として、  
尊い「結」の精神を呼び覚まし  
かつてない未来を切り開くこと誓う

## J C ソング

### 1. JC JC JC

せかい むす わか ちから  
世界を結ぶ 若き団結  
あたらし のぞみ  
新しき世紀の 希望となりて  
とわ さか われら つど  
永遠に繁栄えん 我等の集い

### 2. JC JC JC

ほうし りそう もと  
奉仕の理想 探究めつつ  
くに あゆみ ちから  
祖国の進歩の 力となりて  
さきが われら つど  
先駆けゆかん 我等の集い

## 若い我等

### 1. 若い我等が 手を取り合って

進む行手の 青い空に  
輝く JC 明るい希望  
足なみそろえて  
行こうじゃないか

### 2. 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽す 楽しさこそ  
JCの理想だ 新しい日だ  
足なみそろえて  
行こうじゃないか

### 3. 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて  
JCの仲間 皆信じあう  
足なみそろえて  
行こうじゃないか

## 青年会議所とは

青年会議所（JC）は明るい豊かな社会の実現を同じ理想とし、次代の担い手たる責任感を持った20歳から40歳までの指導者たらんとする青年の団体です。

青年は人種、国籍、性別、職業、宗教の別なく、自由な個人の意志によりその居住する各都市の青年会議所に入会できます。

70余年の歴史をもつ日本の青年会議所運動は、めざましい発展を続けておりますが、現在700余りの地域に約3万名の会員を擁し、全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所が東京にあります。

全世界に及ぶこの青年運動の中核は国際青年会議所ですが、117カ所の国及び地域にNOM（国家青年会議所）があり、約16万人の会員が国際的な連携をもって活動をしています。

日本青年会議所の事業目標は、社会と人間の開発です。その具体的事業としてわれわれは市民社会の一員として、市民の共感を求め社会開発計画による日常活動を展開し、「自由」を基盤とした民主的集団指導能力の開発を押し進めています。

さらに日本の独立と民主主義を守り、自由経済体制の確立による豊かな社会を創り出すため、市民運動の先頭に立って進む団体、それが青年会議所です。



スローガン

願い  
そして 夢へと  
～RISE AS ONE～

第 60 代理事長 水野 晃

今年度も公益法人須賀川青年会議所の活動に多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度は、願いそして 夢へと～RISE AS ONE～をスローガンに掲げ地域の為、それぞれ青少年共育事業、まちづくり事業を通して地域の皆様と力を合わせ、明るく豊かな社会の実現に向けた取り組みを行い多くの学びと気づきを得ることが出来、メンバー一丸となって1年間運動・活動を進めてまいりました。この報告をもって2024年度の事業が無事終了した事と、これまで多くのご支援・ご協力をいただいた多くの皆様に心より御礼を申し上げます。

本年度は、1月の元朝詣りにてメンバーと共に今年1年間の事業成功を祈願しました。そして1月1日発災しました能登半島沖地震があり2日以降より物資支援活動を行いました。2月には入会3年未満のメンバーが6割ほど占めている中で県内外来賓者をお招きし、コロナ禍明け2年目の新年会を開催いたしました。式典中に我々(公社)須賀川青年会議所の運動・活動である本年度の事業や私の思いを多くの関係諸団体の皆様に強く発信し、新体制のお披露目をすると共に、今後も活動の連携・協力を得られるよう交流を図れたと感じております。

青少年共育委員会においては、地元の子供達を対象にウィンターキッズ2024を3月に開催。今回も看護ボランティアの皆さんからご協力が得られ、地元の子供達とスキー体験教室を実施と沖縄の子供達に向けて須賀川の雪を送り、実際に触れてもらえるような事業を行いました。スキーを通して様々な体験をする中で、団体行動や助け合いの精神を学んでいただく事ができました。また、8月には地元の子供達を対象に、サマーキッズを開催致しました。藤沼湖自然公園をお借りして、カレー作成と宿泊を伴うキャンプ、桃狩り事業を開催しました。この事業でも看護ボランティアの皆さんのご支援していただき、参加した子供達は学校の友人関係を越えた友情を育む場となり、また協力する大切さや利他の精神を学べる場を提供出来たと感じます。そして当メンバー・新入会員予定者と共に、未来ある子供達に何かしらの思い出が出来ることを考え、仲間と汗をかくことで、更に友情を深められたと確信しております。

まちづくり委員会の事業では、5月スマイルキッズを開催しました。関係諸団体・OB会の皆様のご協力があったからこそ、今年は7,000名を超える来場者がムシテックワールドに来館された事業となりました。今回も事業の中で初のツリークライミングやキッズダンスショーを同日開催しました。職業体験ブースを作り、建設資材を使った団扇作りなど実際に手に触れて体験してもらいました。普段では捨ててしまう素材や手に触れる機会の少ない資材で工作することで、多くの人の手が介在している事、数多くの建設資材が使用されている事を、学び直に触れ合う事で物作りの素晴らしさを感じてもらった事業ができました。10月には下の川事業を開催しました。この事業を通して緑ヶ丘公園の桜並木の側を流れる川から投棄されたゴミを拾うことで景観も良くなり、川に住む生き物の生態系の保持にも繋がったと感じています。また、メンバーや子供達と稚魚の放流を行った事で将来の下の川にふと目を向けた時に今回の事業を思い出してもらえるような素晴らしい事業が行えたと感じております。総務広報委員会で行った事業としては、6月メンバー同士の友好を更に深める事を目的とし、親睦例会

を長沼の地にて開催しました。4月には異業種交流会を開催し、新入会員メンバーと知り合うことが出来、7月には新入会員セミナーを歴史や組織、JCIについて三部構成にして理解を深める事業を実施いたしました。11月にもメンバー向けのセミナーを開催し対内外に向けた事業を均等に行えたと思っております。また、10月には(一社)座間青年会議所との姉妹締結10周年式典を執り行いました。第一部では、両締結時理事長より当時の思い出を拝聴することが出来通して、祝賀会では両青年会議所のシニア・OB・現役が共に親睦を深められる素晴らしい式典となりました。また、今後の座間青年会議所との合同事業を実施する際の後押しをいただき、運動・活動に自信を持つことが出来ました。

本年も役職や各委員会の枠を超え、青少年共育やまちづくりに思いや夢を語りあい、事業実施の困難さや悩みなどを共有することで、それぞれが新たな事業へのきっかけを掴むと共に、本年のスローガンにも掲げた「RISE AS ONE ひとつになって立ち上がる」が行えたと思っております。

今年は会員全員で会員拡大を実施し、各々が会員拡大を実践するという気持ちで注力してまいりました。その結果が身を結び、志の高い7名の新たなメンバーを迎える事が出来ました。事業の実施には多くのメンバーの知恵と力が必要となります。仲間は多ければJC運動・活動の幅は広がります。しかし入会しても参加してもらえなければ、我々の目指す明るい豊かな社会の実現に近づく為に時間を要してします。よって来年以降も会員拡大に励み、積極的なまだ見ぬ多くの仲間を募っていきたくと考えております。

本年は元旦より震災が発災し、南海トラフ沖地震や異常気象と言える連日の猛暑などがあつた中、我々(公社)須賀川青年会議所の運動・活動もこれまで以上に仲間との助け合いがより密に必要だと考えさせられる年となりました。しかし、諸先輩方が培った歴史・伝統は絶やさず、より今の時代に合わせた新たな青年会議所のスタイルを確立し現役メンバーとこれからの未来を紡いでまいります。

今後も様々な難題に直面し避けられない状況が必ず訪れます、しかし、我々の結束力をより強固になる事で柔軟に対応・解決が図られ、次代にバトンを必ず繋げていけるものと確信しております。

2023年の臨時総会で理事長予定者となり2024年の総会にて理事長を承認いただきましたが、年初めは不安で自分に務まるのかという気持ちで一杯でした。しかし、メンバーや先輩方、各LOM理事長や多くのJC関係者のお陰で1年間遣り抜く事が出来ました。私はまだまだ未熟であり、数多く苦勞とご迷惑を掛けていたかと思えます。こんな私を理事長として1年間バックアップしていただいたメンバーには感謝しかありません。今年の経験を今後のJC活動に活かしこれからの当LOMの発展に少しでも役立てられるよう活動して参ります。

結びに、未来ある社会を次代に繋げていくための我々の事業に参加、協力していただいた地域の皆様、関係諸団体の皆様、諸先輩方、すべての皆様に深く感謝申し上げます。そして、どんな困難にも打ち勝つことで得たこの経験を、次に繋げていくことをお誓いし2024年度理事長事業報告とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

**2024年度 公益社団法人 須賀川青年会議所  
会 務 報 告**

日 付	LOM内事項	日 付	LOM外事項
2023年		2023年	
10.5	第1回役員予定者会議(商工会館)		
16	第1回役員セミナー(商工会館)		
24	青少年共育委員会(事務局)	10.20	ブ・県南エリア予定者会議(田村)
10	第2回役員セミナー(商工会館)	31	ブ・会員会議所予定者会議(郡山)
29	第2回役員予定者会議(商工会館)		
12.5	青少年共育委員会(市役所)	12.1	地・会員会議所会議(秋田)
15	総務広報委員会(商工会館)		
18	第3回役員予定者会議(商工会館)		
26	青少年共育委員会(商工会館)		
27	総務広報委員会(商工会館)		
1.1	元朝詣り(神炊館神社)	1.4	すかがわ市新春のつどい(グランシア須賀川)
5	総務広報委員会(商工会館)		
11	青少年共育委員会(事務局)	16	郡山青年会議所新年会(ビューホテル)
15	第4回役員予定者会議(商工会館)	18	ブ・県南エリア会議(WEB)
			国際ソロプチミスト須賀川新年会(ホテル虎屋)
		19~21	京都会議
25	1月例会・定時総会(ホテル虎屋)	24	文化センター運営委員会(文化センター)
	第1回臨時理事会(ホテル虎屋)	25	座間青年会議所賀詞交歓会(座間)
31	総務広報委員会(事務局)	27	いわき青年会議所新年会(パレス岩谷)
		2.2	田村青年会議所新年会(ホテル辰巳屋)
2.5	2月例会・新年会リハーサル(tette)	3	ブ・会員会議所会議(郡山)
6	第1回三役会(商工会館)	4	ブ・新春のつどい(ビューホテルアネックス)
8	まちづくり委員会(事務局)	7	福島空港春の空港まつり幹事会(福島空港)
13	2月例会・新年会リハーサル(tette)	8	須賀川商工会議所青年部新春懇談会(グランシア須賀川)
14	2月例会・新年会(グランシア須賀川)	9	いわき石川青年会議所新年会(八幡屋)
19	総務広報委員会(事務局)		
26	第2回理事会(商工会館)	20	商工会議所会員交流大会(サンルート須賀川)
27	青少年共育委員会(事務局)	21	ブ・県南エリア会議(tette)
28	3月例会・ウインターキッズ2024実行委員会(tette)	29	中心市街地活性化協議会・まちづくり推進協議会合同会議(商工会館)
		3.5	ブ・会員会議所会議(福島)
3.6	総務広報委員会(事務局)	7	須賀川青年会議所OB会 総会・新年会(ホテル虎屋)
9	ウインターキッズ2024(グランディ羽鳥湖)	8	須賀川支援学校高等部卒業式
11	第3回臨時理事会・第2回三役会(商工会館)		
22	まちづくり委員会(事務局)	13	須賀川支援学校小・中学部卒業式
		23	日本青年会議所第176回総会(東京)
27	第4回理事会(商工会館)	25	ブ・県南エリア会議(いわき石川)
4.1	総務広報委員会(事務局)	26	須賀川商工会議所第126回通常議員総会(ホテル虎屋)
	まちづくり委員会(事務局)	28	須賀川市制70周年記念式典(文化センター)
4	まちづくり委員会(サンホーム建設)		
8	第3回三役会(商工会館)	4.5	ブ・会員会議所会議(猪苗代)
10	青少年共育委員会(事務局)	9	白熊須賀川後援会監査(事務局)
		10	交通安全鼓笛パレード打合せ(市役所)
		11	須賀川支援学校入学式(支援学校)
		13	しゃくなげカップ2024(大玉カントリークラブ)
		16	須賀川支援学校役員会(支援学校)

18 4月例会・異業種交流会リハーサル(事務局)	
19 総務広報委員会(WEB)	
21 4月例会・異業種交流会(ホテルサンルート須賀川)	
24 まちづくり委員会(事務局)	
26 第5回理事会(商工会館)	25 ブ・県南エリア会議
30 三役(事務局)	
5.7 第4回三役会(tette)	5.9 ブ・会員会議所会議(南相馬)
8 スマイルキッズ第1回実行委員会(tette)	12 春の空港まつり(福島空港)
15 スマイルキッズ第2回実行委員会(tette)	17 須賀川市文化センター運営委員会(文化センター)
26 スマイルキッズinムシテックワールド	22 須賀川市交通安全鼓笛パレード
29 第6回理事会(商工会館)	29 空の日第1回幹事会(福島空港)
3 総務広報委員会(事務局)	6.2 会津喜多方青年会議所50周年記念式典(喜多方)
5 第7回臨時総会・第5回三役会(商工会館)	3 明るいまちづくりの会連絡協議会総会(市役所)
11 総務広報委員会(事務局)	7 松明あかし実行委員会第1回幹事会(市役所)
15 6月例会・親睦例会(長沼体育館)	16 相馬青年会議所55周年記念式典(相馬)
24 青少年共育委員会(事務局)	21 福島空港と地域開発をすすめる会総会(tette)
29 第8回理事会(商工会館)	24 市祭礼等暴力団排除推進連絡会役員会・総会(ホテル虎屋)
7.9 新入会員セミナー事前学習(tette)	25 地区・会員会議所会議(仙台)
10 第6回三役会(商工会館)	21 ブ・県南エリア会議(郡山)
16 青少年共育委員会(事務局)	28 須賀川商工会議所第127回通常議員総会(ホテル虎屋)
17 まちづくり委員会(事務局)	7.1 須賀川市中心市街地活性化協議会全体会(市役所)
23 第9回理事会(商工会館)	5 ブ・会員会議所会議(田村)
24 第1回サマーキッズ2024実行委員会(tette)	6~7 ブロック大会inたむら
25 7月例会・新入会員セミナーリハーサル(tette)	20~21 サマーコンファレンス2024(横浜)
26 7月例会・新入会員セミナー(tette)	24 釈迦堂川花火大会実行委員会(市役所)
31 第2回サマーキッズ2024実行委員会(tette)	29 釈迦堂川花火大会協力団体打合せ会議(市役所)
8.8 第10回臨時理事会・第7回三役会(tette)	31 空の日幹事会(福島空港)
9 青少年共育委員会(事務局)	24 釈迦堂川花火大会
10~11 8月例会・サマーキャンプ2024(藤沼湖)	25 (公社)いわき青年会議所創立20周年記念式典・祝賀会(いわきワシントンホテル椿山荘)
26 第11回理事会(商工会館)	31 白熊閣十両優勝祝賀会・化粧まわし贈呈式(グランシア須賀川)
9.8 第12回臨時理事会・第8回三役会(商工会館)	15 (一社)浪江青年会議所創立45周年記念式典・祝賀会(浪江)
17 まちづくり委員会(事務局)	27 ブ・会員会議所会議(本宮・WEB)
18 9月例会・臨時総会リハーサル(ホテル虎屋)	10.4~6 全国大会in福岡
19 9月例会・臨時総会(ホテル虎屋)	20 第42回円谷幸吉メモリアルマラソン大会
25 第13回理事会(商工会館)	21 須賀川ロータリークラブ例会卓話
27 座間・須賀川友好姉妹JC締結10周年記念交流会リハーサル(ホテル虎屋)	25 松明あかし実行委員会(市役所)
28 座間・須賀川友好姉妹JC締結10周年記念交流会(ホテル虎屋)	30 釈迦堂川花火大会実行委員会(市役所)
29 座間・須賀川友好姉妹JC締結10周年記念ゴルフコンペ(東郡山カントリークラブ)	9 松明あかし
10.8 第9回三役会(商工会館)	15 ムシテックワールド写真コンテスト審査会(ムシテックワールド)
12 10月例会・下の川清掃	
15 総務広報委員会(事務局)	
25 第14回理事会(商工会館)	
28 歴代理事長懇談会(萩の井)	
11.5 総務広報委員会(事務局)	
7 第15回臨時理事会・第10回三役会(商工会館)	
18 11月例会・会員研修(tette)	



26	第16回理事会(商工会館)	12.1	ブ・事業報告会・卒業式(郡山ビューホテルアネックス)
12.4	12月例会・卒業式リハーサル(ホテル虎屋) 12月例会・卒業式・納会(ホテル虎屋)	6	地・会員会議所会議(仙台)
9	総務広報委員会(事務局)	7	ムシテックワールド写真コンテスト表彰式(ムシテックワールド)
11	第11回三役会(商工会館)	12	須賀川ライオンズクラブクリスマスパーティー(グランシア須賀川)
23	第17回理事会(商工会館)	16	須賀川ロータリークラブクリスマス家族例会(グランシア須賀川)
		18	須賀川ぼたんロータリークラブクリスマス家族例会(サンルート須賀川)

# 2024年度 例会報告

## 1月例会・定時総会

(日 時) 令和6年1月26日(金) 午後6時30分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(議 題) 第一号議案 2023年度 決算の件

報告事項

報告事項一 2023年度 事業報告の件

報告事項二 2024年度 予算の件

報告事項三 2024年度 事業計画の件

(出席者) 会員19名 特別会員3名 新入会員予定者1名

## 2月例会・新年会

(日 時) 令和6年2月14日(水) 午後7時00分～

(場 所) グランシア須賀川

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員19名 特別会員3名 新入会員予定者1名

## 3月例会・ウインターキッズ2024

(日 時) 令和6年3月9日(土) 午前7時00分～

(場 所) グランディ羽鳥湖スキー場

(主 管) 青少年共育委員会

(出席者) 会員16名 特別会員1名

## 4月例会・異業種交流会

(日 時) 令和6年4月19日(金) 午後6時30分～

(場 所) ホテルサンルート須賀川

(主 管) 三役

(出席者) 会員14名 特別会員3名

## 5月例会・スマイルキッズ2024in ムシテックワールド

(日 時) 令和6年5月26日(日) 午前10時00分～

(場 所) ムシテックワールド

(主 管) まちづくり委員会

(出席者) 会員21名 特別会員3名

## 6月例会・親睦例会

(日 時) 令和6年6月15日(土) 午後13時00分～

(場 所) 長沼体育館

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員25名 特別会員3名

7月例会・新入会員セミナー

(日 時) 令和6年7月26日(金) 午後7時00分～

(場 所) 須賀川商工会館

(主 管) 三役

(出席者) 会員15名 新入会員予定者6名

8月例会・サマーキッズ2024

(日 時) 令和6年8月10日(土)～11日(日)

(場 所) 藤沼湖コテージ

(主 管) 青少年共育委員会

(出席者) 会員16名 新入会員予定者4名 ボランティア5名

9月例会・臨時総会

(日 時) 令和6年9月19日(木) 午後6時30分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(議 題) 第一号議案 2024年度 監事辞任の件

第二号議案 2025年度 監事予定者選任の件

第三号議案 2025年度 理事予定者選任の件

第四号議案 2025年度 理事長候補者選出の件

第五号議案 2025年度 年会費額及び入会金の件

(出席者) 会員21名 特別会員3名 OB8名

10月例会・須賀川(下の川)清掃

(日 時) 令和6年10月12日(土) 午前8時00分～

(場 所) 須賀川(下の川)

(主 管) まちづくり委員会

(出席者) 会員21名 特別会員2名 OB7名

11月例会・会員研修事業

(日 時) 令和6年11月18日(月) 午後7時00分～

(場 所) 市民交流センターtette

(主 管) 三役

(出席者) 会員17名 特別会員3名

12月例会・卒業式・褒賞式典・納会

(日 時) 令和6年12月5日(木) 午後6時00分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員26名 特別会員3名 OB14名

2024年度 (公社)須賀川青年会議所  
褒 賞 受 賞 者

褒賞委員会

理事長

理事長功労賞 水野 晃 君

委員会 委員長

優秀会員賞 桑名 崇裕 君

優秀委員会賞 まちづくり委員会

皆勤賞 水野 晃 君

皆勤賞 江連 司 君

皆勤賞 秋 信隆 君

皆勤賞 吉田 篤史 君

皆勤賞 渡辺 康平 君

皆勤賞 堀江 陽介 君

皆勤賞 小野寺 信 君

皆勤賞 関根 孝 君

新人賞 古川 琢也 君

新人賞 熊田 和樹 君

新人賞 関根 直哉 君

受賞者は全理事より推薦を募り、その結果をもとに褒賞委員会メンバーの会議により決定しております。

## 総務広報委員会事業報告

委員長	金成	優輔
副委員長	渡辺	康大
副委員長	吉田	敦
幹事	大枝	俊貴
委員	松崎	祐行
委員	大須賀	秀裕

今年度、総務広報委員会は理事長のスローガンのもと「戮力協心」をスローガンとして、(公社)須賀川青年会議所の質の高い会議の場の提供とともに、JC運動・JC活動といわせ須賀川の魅力の発信を行って参りました。

2月の新年会の準備から始まり、厳格な組織運営として質の高い会議の場を提供するとともに、外部に向けいわせ須賀川の魅力を例年以上の頻度で発信できるよう日々邁進してきました。6月には親睦例会を長沼体育館にてバドミントンを行い、当日抽選のチーム戦としたことでメンバーの親睦を深めることができました。例会参加率100%を達成するために2部制を敷き、仕事で県外に行っているメンバーもいたのでZOOMではなくあえてLINEのビデオ通話を利用しました。リモート参加は仕事のタイミングを見ながら参加いただき、1部の閉会式ではリモート参加の方々から一言いただきハイブリッドを活用し、誰でも参加しやすい環境を提供し年頭の目標を達成することもできました。いわせ須賀川でも普段利用が少なかった会場を利用したことで、新たな魅力の発見ができ次年度以降の候補の一つになったと思います。

9月には総務広報委員会が主幹となり臨時総会を実施しました。次年度の新体制や4つの議案と1つの報告事項が滞りなく決議され、スムーズな運営をすることが出来ました。

12月には今年度最終例会、卒業式・褒章式典・納会を実施し、今年度は6名の優秀な卒業生をOBの先輩方と送り出し、これまでの功績に感謝し、その教えをしっかりと胸に刻み、今後の糧にし、次年度に活かして諸先輩方が繋いでくれた襷を繋げて行きたいと思います。

総務広報委員会では、年間を通して、SNSを通じ当青年会議所や各委員会の最新の情報を迅速に発信してきました。詳細に発信したことにより外部に向けた広報活動においては達成できたと思います。しかしホームページの管理については課題が残りました。ホームページの更新頻度が落ちてしまい、一部のメンバーしか使用方法が分からないといった現状がありますので、次年度以降には、一人に負担がかからない様に全体で行えるよう引き継いでいきます。広報活動においては即時発信を意識づけることが大切だと感じました。これは広報活動だけに関わらずJC運動・JC活動やそれ以外にも当てはまる事だと思います。これらの反省や教訓を活かし、次年度への引継ぎとしたいと思います。

今年度、初の委員長を務めさせて頂きましたが最初は何も分からず不安しかありませんでした。しかし至らない自分に対し、委員会メンバーはもちろんですが水野理事長を始め、堀江事務局長の素晴らしいサポートがあったことで総務広報委員会の事業をやりきることが出来ました。また、自分の未熟さや人間は一人で出来る事には限界があることを改めて実感したような気がします。また、メンバーからのサポートがあったからこそ一年間をやりきることが出来ました。

最後に委員長としての機会を与えてくださった水野理事長や、全力でサポートしてくれた委員会メンバー、ご協力頂いたメンバー全員に感謝し総務広報委員会の事業報告と致します。一年間本当にありがとうございました。

## 青少年共育委員会事業報告

委員長	小野寺	信
副委員長	関根	孝
副委員長	佐久間	総地
幹事	古川	琢也
幹事	清水	里佳子
幹事	大森	美和

本年度、青少年共育委員会では「飛翔 ～さらなる高みへ～」をスローガンに掲げ、子供たちのさらなる成長といわせ須賀川の魅力を再発見することを目標としました。3月の冬の事業と、8月に宿泊型の事業を実施した。

冬のウィンターキッズ 2024 では、グランディ羽鳥湖スキーリゾートに 24 名の子ども達を集めて、スキー教室、沖縄県への雪の発送を実施した。定員を超える募集を頂くことができたが、インフルエンザの発症などによりキャンセルが出てしまったことが残念だった。スキー教室では、様々なレベルの子供たちが、協力し、助け合いながら一生懸命に取り組んでいた事がとても印象的で、大きなケガや事故もなく実施することができた。並行して実施した沖縄県への雪の発送では、現地の子供たちよりあたたかいメッセージや動画を頂くことができ、福島観光資源である雪をアピールすることができた。暖冬により、事業実施に不安はあったが、開催することができ安心したのが正直なところではあった。気候に左右される事業のためしっかりとした事業計画が必要となる事を再認識することができた。

夏は宿泊型の事業として、サマーキッズ 2024 を開催した。いわせ須賀川の自然を活かし、子供たちが更なる気づきを感じてもらえるようなプログラムを盛り込み、いわせ須賀川の魅力を再発見してもらうことを目的とした。事業にはいわせ須賀川の子供たちを中心とした 25 名の他、看護学校のボランティアスタッフ 5 名にも参加して頂き、1 日目は、オリエンテーション、班対抗競技、カレー作りなどをメインとした体験型のプログラムをメインとした。様々な学年、学校の子供たちや年齢層が様々な大人たちが参加することにより、協調性やコミュニケーション能力を培ってもらえることができ、何事にも積極的に取り組む大切さを学んでもらうことができた。2 日目は、地元の魅力再発見をメインとし、特撮アーカイブセンターの見学、農園での桃の体験学習を行った。自分たちの住む地域にはまだまだ知らなかった魅力が沢山あることを再認識してもらえ、多くの学びを提供できた。2 日間を通して、炎天下による体調不良もなく、子供たち一人ひとりが、笑顔で参加できていたことに尽きる

冬と夏の事業では、初めて会った子供たち同士が、笑顔で事業に取り組む姿勢や、仲間と協力する姿勢を見ることができ、成長の糧となったと思う、短い時間でも、同じ時を過ごし共に学ぶことの大切さを再確認出来る事業となった。

一年を通して、メンバーや先輩諸兄のご支援とご協力があり、事業すべてを無事に開催することが出来たが、年々求められているニーズが変化していると感じる、メンバーの縮小や経験の浅いメンバーの増加も見られるため、委員会の垣根を越え、LOM 全体で取り組んでいかなければならないと感じた。委員長として至らない点が多々あったことは、反省点とし次年度へブラッシュアップしていきたい。

最後に、貴重な機会を与えていただいた水野理事長をはじめとした LOM メンバー、共に切磋琢磨することができた委員会メンバー、関わったすべての方々に感謝を申し上げ青少年共育委員会の事業報告とする。

## まちづくり委員会事業報告

委員長	桑名崇裕
副委員長	渡邊哲郎
副委員長	村越麗翔
幹事	関根直哉
幹事	熊田和樹

今年度まちづくり委員会では「共につくる明るいまち」のスローガンのもと、いわせ須賀川の魅力を発信する事業を行いました。

まず5月には、スマイルキッズ事業を行いました。スマイルキッズは早い段階から計画を進め多くの団体、企業の方と協力し合い準備をしてきました。今年度、新たな取り組みとして、キッズダンスやARスポーツ、ツリークライミングなどを加え、子どもから大人まで楽しめる事業となりました。事業当日はテレビや新聞で告知したかいもあり、過去最高の7,000人を超える来場者の方に来ていただくことができました。また昨年課題となった車の渋滞も広い駐車場を増やすことで緩和することができました。この成果は、JCの枠を超え多くの団体や企業の方にご協力をいただいた結果だと思っております。そして、来場者だけでなくご協力いただいた外部の方々にも（公社）須賀川青年会議所のまちづくりに対する熱い想いを感じていただけた事業になりました。

次に10月には、須賀川（下の川）の清掃事業を行いました。下の川の清掃活動は、須賀川青年会議所発足当初に行っており、来年度60周年を迎える前に初心に返り郷土の自然を保全し市民の憩いの場をさらに素晴らしいものにするために行いました。事業当日は天候にも恵まれ大変な作業ではありましたが、下の川をきれいにすることができました。また、作業中には目立つところにのぼりを掲げ須賀川青年会議所の活動を外部にPRすることができました。最後にはメンバーの子ども達に協力してもらい魚の放流をすることができました。

まちづくり委員会として本年度事業を行ってまいりましたが、どちらの事業も関係諸団体・企業のご協力があって初めて実現できるものでした。本年度ご協力いただいた方々にあらためて感謝申し上げますとともに、これからも互いに協力し合い、いわせ須賀川が未来ある明るいまちに発展していくことを願い、まちづくり委員会の事業報告とさせていただきます。

# 公益社団法人日本青年会議所 サマーコンファレンス特別委員会

委員 吉田 敦

本年度、(公社)日本青年会議所サマーコンファレンス特別委員会に委員として出向させていただきました。

サマーコンファレンス特別委員会では、毎年7月に横浜で行われていますサマーコンファレンスに向けて全国の各地青年会議所のメンバーが集まり、様々な意見を出し合いサマーコンファレンスという事業に向けて真剣に取り組んできました。

サマーコンファレンス特別委員会は、その下に5つの小委員会とコンベンション推進委員会があります。各小委員会には担いがあり、私の所属する第4小委員会は広報の担当でした。

3月の埼玉県深谷市で開催された第3回全体会議に初めて参加し、各小委員会での担当副委員長による現在の進捗状況や小委員会ごとの会議が行われ、事業を成功させるために細部を追求し、より良い事業にして行こうとする委員長をはじめ委員会メンバーの姿を近くで拝見することが出来ました。

第4小委員会では、サマーコンファレンスの事前告知として、横浜駅でデジタルサイネージを活用し集客を図りました。

7月20日、21日の、サマーコンファレンス当日は、全国各地の青年会議所メンバーや、大勢の一般の参加者が来場されました。私は、第4小委員会のメンバーと当日の事業風景やセミナー参加者、会場に来場した一般の参加者に対してインタビューを撮影するなど、役割をしっかりと果たすことが出来ました。

11月の全体会議は、福島県郡山市にて開催しました。次の日は、エクスカーションを須賀川市にて行いました。特に、須賀川市の魅力や食、街並みを、参加した委員会メンバーに堪能していただくことで、須賀川市について知っていただきました。

全体会議にあまり参加することができませんでしたが、LOMで経験できない大規模な事業を(公社)日本青年会議所にて経験することが出来ました。また、出向したからこそ、そこでしか学ぶことが出来ない貴重な経験や仲間を得る、すごく良い機会となりました。

今回、出向して学び、経験したことを、LOMに還元し、LOMや自分の成長に繋げていきたいと考えます。

結びとなりますが、このような機会を与えてくださいました水野理事長をはじめとする、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝申し上げます、私の出向者報告とさせていただきます。



公益社団法人日本青年会議所  
東北地区 福島ブロック協議会  
福島の未来創造委員会

副委員長 江連 司

本年度、(公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会福島の未来創造委員会では JC カップの主幹、ASPAC 及びブロック大会でのブース出展、インバウンドモデルプランの作成を中心とした事業と県内各地域の公開討論会への協力を行いました。

私は副委員長として出向させていただき、佐藤委員長を中心にメンバーが一丸となりすべての事業を成功へと導く姿を間近で拝見し、JC の力や可能性を改めて感じる事ができた一年となりました。

JC カップは委員会が主幹となり運営しましたが、県内各 LOM からも多くのメンバーが参加し委員会では賄いきれない部分を協力して補い、大会に出場した子供達も片付けを率先して行うなど会場にいる全員で作り上げる大会だと感じました。

ASPAC アンコール大会には福島を世界へ PR しようと日本酒を中心に県内各地の魅力ある品々を揃えたブース出展を行い、海外ゆえの規制が多い中でも、委員会で意見を出し合いながら試行錯誤を重ね、200 名以上の来場者を迎え大盛況のうちに終えることができました。

インバウンドモデルプラン広報事業では、福島市並びに猪苗代町において、アドベンチャーツーリズムの実際の体験に基づく旅行者目線型動画を作成し、福島県で活動をしているインフルエンサーと協力しながら、食文化や自然体験などそれぞれの魅力を伝え、地域経済活性化のための活動を行いました。

今回、出向の機会を得て、今まで経験したことの無い手法や考え方に出会うことができ、非常に価値のある一年となりました。次代の流れと共に JC の活動も変わってきていると感じます。すべての事業へ参加することが最善であることは変わりません。ですが、それが叶わなくても、メンバーそれぞれが自分に出来る事を考え実践をすることが大切だと考えます。今後、出向する機会に恵まれたメンバーには是非とも積極的に参加をしてもらいたいと思います。そして、その機会を活かし、自分なりの価値を見出して活かしたいです。

最後に、貴重な機会を与えていただきました水野理事長をはじめ、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所  
東北地区 福島ブロック協議会  
組織連携推進委員会

委員 田村 長世

本年度、公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会組織連携推進委員会に出向させて頂きました。

本委員会では、主に包括的な LOM の支援、本会・地区協議会とのブロック連携運動の推進、会員拡大に関する LOM 支援を軸として活動してきました。

今後、出向されるメンバーに関しましては、出向できる機会をさらなる飛躍ととらえ、他の LOM やブロックとのつながりを深くし、個人のレベルアップを図って頂ければと思います。このような機会を頂きまして関係各位の皆様へ厚く御礼申し上げまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所  
東北地区 福島ブロック協議会  
総務広報委員会

委員 堀江 陽介

本年度、(公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会総務広報委員会に委員として出向させていただきました

本委員会では、会の根幹としての役員会議と会員会議所の設営準備から議事録作成、しゃくなげカップ、そして福島ブロック協議会の一年間の締めの上の事業として、事業報告会に卒業式、大懇親会と多数の事業を支えてきました。

本年は会議に参加することがかなわず、会議の議事録作成などに尽力しました。議事録作成においては須賀川青年会議所に内容や起こし方を当 LOM に持ち帰り LOM メンバーに議事録作成方法を伝えていき、福島ブロック協議会のように細かな議事録を残せるように伝えていきたいと思っております。

今回、出向の機会を得て、(公社)須賀川青年会議所で培ってきたものを存分に発揮し、福島ブロック協議会の運営の根幹に携わってきました。参加できた回数は多くはありませんでしたが、総務広報委員会に貢献できたと思っております。

最後に、貴重な機会を与えていただきました水野理事長をはじめ、(公社)須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所  
東北地区 福島ブロック協議会  
アカデミー委員会

委員 古川 琢也

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会に委員として出向させていただきました。

入会后初めての出向ということで何もわからない中での参加とはなりましたが、自分の成長の為に手をあげました。福島ブロック大会まではできるだけ参加させていただきましたが、家庭の事情により 8 月以降参加がほぼできず、本多塾長をはじめとする塾生のメンバーには負担をかけてしまいました。

本多塾では良い事業を行うための idea を話し合い、他 LOM の事業に参加する事業参加と地域の意見を聞く目安箱といった意見が塾内の話し合いで出てきました。この内容を塾内で複数回話し合いを行い、しっかりと内容を詰めることによりブロック大会で発表を行い無事成功いたしました。

アカデミーに参加し、他 LOM の方々と意見交換を行う中で、自分への成長に繋げることができました。このように直接会ってメンバーと意見を出し合い、内容をブラッシュアップすることがとても大切に感じました。なので、LOM でもメンバーとの意見交換をしっかりと行い、本多塾で学んだ良い事業を行うための idea を今後 LOM 内でしっかりと展開していきたいと思えます。

最後になりますが、今回アカデミー委員会への出向の機会を与えていただきました水野理事長はじめ、須賀川青年会議所の先輩諸兄に深く感謝いたします。また、次年度出向されるメンバーには自分が参加して得た知識をアドバイスすることにより、よりアカデミー委員会に参加することに意義を感じられるように伝えていきます。以上で私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所  
東北地区 福島ブロック協議会  
アカデミー委員会

委員 熊田 和樹

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会に委員として出向させていただきました。

入会后初めての出向ということで各 LOM の方々と積極的に交流し、自分自身の成長のためという想いで参加させていただきました。しかし、仕事が理由とはいえスケジュールの調整が出来ず、ほとんどの委員会に参加することができず星塾長をはじめ塾生のメンバーには、多大なるご迷惑をおかけいたしました。

星塾では多様性を受け入れる組織として現在各 LOM が取り組んでいる事、今後行った方が良い対外向け、対内向けの取り組みについて議論をして活動いたしました。各 LOM のメンバーからたくさんの意見が出て打ち合わせをしていると、志が同じ仲間がいる、共に成長できる仲間がいる、明るい豊かな社会の実現のため、いろんな人と繋がり共感の輪が広がれば誰もが笑顔になれるのだと感じました。

今回の出向はあまり参加することができませんでしたが、次回出向する機会を与えられた場合には、今回の反省等を踏まえ時間の調整やスケジュール管理を行い積極的に参加していきたいと思っております。

最後になりますが、今回このような機会を与えていただきました水野理事長はじめ、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、次年度出向されるメンバーには積極的に参加していただけるようアドバイスをし、私の出向報告とさせていただきます。

## 監事講評

監 事 江 連 司  
監 事 秋 信 隆

「願いそして夢へと～RISE AS ONE～」のスローガンのもと始動した 2024 年、水野理事長を始め、メンバーの皆さんは今どのような気持ちでいるのでしょうか。本年度は、会員数の減少や、在籍年数の短期化などの課題を抱えた中で、それぞれの課題に向き合いチャレンジをした、非常に実り多き一年になったと感じます。

「新年会」から始まり、「ウインターキッズ」「異業種交流会」等、様々な事業を行い、戸惑いがありながらも多くのメンバーの協力で無事に終わることができました。中でも「異業種交流会」は会員拡大委員会が主幹となる事業ですが、本年度は水野理事長を中心に三役で計画や運営を行い、担当の委員会を設けなかったことによる課題もありましたが、当日は参加したメンバー一人ひとりが当事者意識をもって行動をする姿に、「メンバー全員で一丸となり取り組み成長する」という水野理事長の願いが形となる兆しが見えたと感じました。

5 月に行われた「スマイルキッズ」は、予算面や人員に多くの不安を抱え、開催を断念する考えが出てきたこともありましたが、しかし、必ず開催をして過去最高の来場者数を目指すという夢を持ち行動に移したからこそ、最高の結果へとつながったのではないのでしょうか。この事業が 2024 年の須賀川青年会議所が一つになって立ち上がった瞬間だと思います。

6 月になると新たな仲間が加わり、「親睦事業」「新入会員セミナー」を経て組織力を高め、「サマーキッズ」や「下の川清掃」は、その成果を十分に発揮できた事業になりました。

そして、本年度は座間青年会議所との姉妹 JC 締結 10 周年を迎え、須賀川の地で記念式典を執り行いました。多くの先輩方からの熱い想いや激励の言葉をいただき、姉妹 JC という絆の大切さを再確認できたと思います。新型コロナウイルスの影響によって希薄となってしまった交流ですが、初心に戻り、互いに協力し合いながら 15 周年、20 周年へと歩みを進めてください。

青年会議所は、「明るい豊かな社会」を築くために運動・活動しています。事業を計画していく過程では、いくつもの困難が訪れると思いますが、最後まであきらめず、信念を持って行動し、何故やるのか、何を目指してやるのかを常に考え、一つ一つの活動の意味や目的を大切にしてください。

最後になりますが、監事として、一年間メンバーと共に活動できたことを誇りに思います。合わせて、メンバー全員に感謝を申し上げますと共に、今後の（公社）須賀川青年会議所の更なる飛躍を祈念して監事講評とします。

一年間ありがとうございました。

2024年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支決算書(案)  
2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科目	2024年度予算額 1/1~12/31	補正予算額	決算額 12/26時点見込 み	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	500	500	88	
基本財産利息収入	500	500	88	
(2)入会金収入	120,000	370,000	370,000	
特別会員入会金収入	120,000	120,000	120,000	4人×30,000円
新入会員入会金収入	0	250,000	250,000	新入会員 5名
(3)会費収入	2,800,000	2,800,000	2,800,000	
正会員会費収入	2,800,000	2,800,000	2,800,000	
(4)補助金等収入	2,000,000	476,000	476,000	〔 須賀川市交流事業補助金 476,000円(2024冬)
地方公共団体補助金収入	2,000,000	476,000	476,000	
(5)寄付金収入	640,000	590,000	590,000	
OB協力金	200,000	200,000	200,000	
協賛金	440,000	390,000	390,000	OB会 200,000円(スマイルキッズ2024)
その他寄付金	0	0	0	その他関係各所 190,000円(サマーキッズ2024夏)
(6)雑収入	130,500	500	3,393	
受取利息収入	500	500	427	
その他雑収入	130,000	0	2,966	
(7)登録料収入	1,496,000	323,000	323,000	青少年 冬168,000円,夏 125,000円
登録料	1,496,000	323,000	323,000	出店料 30,000円(スマイルキッズ2024)
事業活動収入計	7,187,000	4,560,000	4,562,481	
2. 事業活動支出	0			
(1)事業費支出	4,236,000	1,456,315	1,410,520	
総務広報委員会運営費	90,000	140,000	115,027	
青少年共育委員会運営費	3,726,000	994,798	980,012	
まちづくり委員会運営費	400,000	301,517	300,315	
組織拡大室運営費	20,000	20,000	15,166	
(2)管理費支出	2,253,476	2,367,346	2,359,437	
会議費	25,000	25,000	23,100	
通勤手当	60,000	60,000	60,000	
給与手当	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
労働保険料	16,550	18,520	18,520	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	183,000	183,000	181,765	〔 事務局パソコン修理 コピー代 新入会員バッジ 新入会員ネームプレート
消耗品費	100,000	140,000	140,563	
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	190,080	
印刷製本費	129,900	129,900	124,197	
賃借料	231,000	231,000	231,000	
広報費	100,000	121,000	121,000	
渉外費	110,000	150,000	137,524	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	33,400	
慶弔費	10,000	10,000	28,800	
登記変更手数料	600	600	600	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	8,000	8,000	6,160	
褒賞費	30,000	40,000	39,928	
例会運営費	25,000	25,000	22,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	946	1,846	800	
(3)負担金支出	697,524	736,339	748,785	
その他負担金	90,000	90,000	90,000	
出向者負担金	20,000	20,150	20,150	
JCI負担金	60,424	71,214	78,260	
日本JC負担金	392,000	404,500	409,500	
国際協力資金	51,100	60,225	63,875	
WeBelieve購読料	84,000	90,250	87,000	
事業活動支出計	7,187,000	4,560,000	4,518,742	
事業活動収支差額	0	0	43,739	
II 投資活動収支の部	0			
1. 投資活動収入	0			
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出	0			
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部	0			
1. 財務活動収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出	0			
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0			
当期収支差額	0	0	43,739	
前期繰越収支差額	2,848,704	2,848,704	2,848,704	
次期繰越収支差額	2,848,704	2,848,704	2,892,443	

## 正味財産増減計算書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2024年度予算額 1/1～12/31まで	2024年度決算額 1/1～12/31まで	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	88	▲ 412
基本財産利息	500	88	▲ 412
受取入金	120,000	370,000	250,000
特別会員入会金	120,000	120,000	0
新入会員入会金	0	250,000	250,000
受取会費	2,800,000	2,800,000	0
正会員会費	2,800,000	2,800,000	0
新入会員会費	0	0	0
事業収益	1,496,000	323,000	▲ 1,173,000
登録料	1,496,000	323,000	▲ 1,173,000
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	2,000,000	476,000	▲ 1,524,000
受取国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	2,000,000	476,000	▲ 1,524,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	640,000	590,000	▲ 50,000
OB協力金	200,000	200,000	0
協賛金	440,000	390,000	▲ 50,000
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	130,500	3,393	▲ 127,107
受取利息収入	500	3,393	2,893
その他雑収入	130,000	0	▲ 130,000
経常収益計	7,187,000	4,562,481	▲ 2,624,519



科目名	2024年度予算額 1/1～12/31まで	2024年度決算額 1/1～12/31まで	差異
(2)経常費用			
事業費	5,756,004	2,983,284	▲ 2,772,720
会議費	180,400	72,950	▲ 107,450
通勤手当	48,000	48,000	0
給与手当	800,000	800,000	0
福利厚生費	13,240	14,816	1,576
旅費交通費	2,180,000	121,000	▲ 2,059,000
通信運搬費	231,500	237,793	6,293
消耗品費	414,500	162,562	▲ 251,938
消耗什器備品費	10,000	0	▲ 10,000
水道光熱費	10,000	0	▲ 10,000
印刷製本費	200,000	0	▲ 200,000
賃借料	668,864	739,244	70,380
広報費	150,000	96,800	▲ 53,200
渉外費	10,000	0	▲ 10,000
委託費	570,000	159,300	▲ 410,700
保険料	229,000	55,910	▲ 173,090
図書費	0	0	0
諸謝金	0	174,080	174,080
雑費	40,500	300,829	260,329
管理費	1,430,996	1,535,458	104,462
会議費	17,600	18,238	638
通勤手当	12,000	12,000	0
給与手当	200,000	200,000	0
福利厚生費	3,310	3,704	394
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	91,500	90,882	▲ 618
消耗品費	20,000	28,112	8,112
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	129,900	124,197	▲ 5,703
賃借料	84,216	84,216	0
広報費	20,000	24,200	4,200
渉外費	120,000	166,324	46,324
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	946	800	▲ 146
その他負担金			
国際青年会議所負担金	60,424	78,260	17,836
日本青年会議所負担金	392,000	409,500	17,500
国際協力金	51,100	63,875	12,775
WeBelieve購読料	84,000	87,000	3,000
他団体負担金	90,000	90,000	0
出向者負担金	20,000	20,150	150
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	7,187,000	4,518,742	▲ 2,668,258
評価損益等調整前当期経常増減額	0	43,739	43,739
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	43,739	43,739

科目名	2024年度予算額 1/1～12/31まで	2024年度決算額 1/1～12/31まで	差異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3) 他会計振替額		0	
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	43,739	43,739
一般正味財産期首残高	4,776,858	4,776,858	0
一般正味財産期末残高	4,776,858	4,820,597	43,739
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金		0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金		0	0
受取地方公共団体助成金		0	0
受取民間助成金		0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	4,776,858	4,820,597	43,739



## 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	差 異	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	2,892,443	2,841,704	50,739	
現金	13,021	21,598	▲ 8,577	
普通預金	2,879,422	2,820,106	59,316	
未収入金	0	0	0	
立替金	0	7,000	▲ 7,000	
流動資産合計	2,892,443	2,848,704	43,739	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	1,772,870	1,772,870	0	
基本財産合計	1,772,870	1,772,870	0	
(2) その他の固定資産				
電話加入権	155,284	155,284	0	
周年事業引当金	0	0	0	
その他の固定資産合計	155,284	155,284	0	
固定資産合計	1,928,154	1,928,154	0	
資産合計	4,820,597	4,776,858	43,739	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	0	0	0	
前受金	0	0	0	
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
補助金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
指定正味財産合計	0	0	0	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
2. 一般正味財産				
一般正味財産	4,820,597	4,776,858	43,739	
一般正味財産合計	4,820,597	4,776,858	43,739	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
正味財産合計	4,820,597	4,776,858	43,739	
負債および正味財産合計	4,820,597	4,776,858	43,739	

# 貸借対照表(内訳)

2024年12月31日現在

(単位: 円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消 去	合計
<b>I 資産の部</b>					
1. 流動資産					
現金預金	1,909,013	0	983,430	0	2,892,443
現金	8,594	0	4,427	0	13,021
普通預金	1,900,419	0	979,003	0	2,879,422
未収入金	0	0	0	0	0
立替金	0	0	0	0	0
流動資産合計	1,909,013	0	983,430	0	2,892,443
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	1,772,870	0	0	0	1,772,870
基本財産合計	1,772,870	0	0	0	1,772,870
(2) その他の固定資産					
電話加入権	0	0	155,284	0	155,284
周年事業引当金	0	0	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	155,284	0	155,284
固定資産合計	1,772,870	0	155,284	0	1,928,154
資産合計	3,681,883	0	1,138,714	0	4,820,597
<b>II 負債の部</b>					
1. 流動負債					
未払金	0	0	0	0	0
前受金	0	0	0	0	0
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
<b>III 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産					
補助金	0	0	0	0	0
寄付金	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産				0	0
一般正味財産	3,681,883	0	1,138,714	0	4,820,597
一般正味財産合計	3,681,883	0	1,138,714	0	4,820,597
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,681,883	0	1,138,714	0	4,820,597
負債および正味財産合計	3,681,883	0	1,138,714	0	4,820,597

**財産目録**  
2024年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管		13,021
	預金	普通預金 須賀川信用金庫本店	運転資金として	2,879,422
	未収入金			
	立替金			
流動資産合計				2,892,443
(固定資産)	基本財産	定期預金 須賀川信用金庫本店	公益目的保有財産であるため、 公益目的事業費に充当している。	1,772,870
その他固定資産	電話加入権	電話加入権		155,284
固定資産合計				1,928,154
資産合計				4,820,597
(流動負債)	未払金			
	前受金			
流動負債合計				0
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				0
正味財産				4,820,597

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日現在

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし。
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券評価基準及び評価方法  
該当なし。
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし。
  - (3) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし。
  - (4) 引当金の計上基準  
該当なし。
  - (5) キャッシュフロー計算書における資金の範囲  
該当なし。
  - (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更  
2011年度より「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を適用する。
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高  
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

単位：円

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	1,772,870
小 計	1,772,870	0	0	1,772,870
合 計	1,772,870	0	0	1,772,870
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳  
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

単位：円

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当)	(うち一般正味財産からの 充当)	(うち負債に対応する 額)
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	0
小 計	1,772,870	0	0	0
合 計	1,772,870	0	0	0
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当)	(うち一般正味財産からの 充当)	(うち負債に対 応する額)
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

6. 担保に供している資産  
該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし。

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

単位：円

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	当期末残高
前受金	0	0	0
合 計	0	0	0

9. 保証債務等の偶発債務  
該当なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

単位：円

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
須賀川市交流事業助成金		0	476,000	476,000	0	
合 計		0	476,000	476,000	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高  
該当なし。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
該当なし。

14. 関連当事者との取引の内容  
該当なし。

15. キャッシュフロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引  
該当なし。

16. 重要な後発事象  
該当なし。

17. その他  
該当なし。



## 監査報告書

公益社団法人須賀川青年会議所

理事長 水野 晃 殿

公益社団法人須賀川青年会議所

監事

江連 司



監事

秋 信隆



私達は、2024年1月1日から2024年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、以下の通り報告する。

### 1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手段を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

### 2. 監査意見

- (1) 収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく表示しているものと認められる。
- (2) 事業は事業計画に基づき適正に執行されており、また事業報告の内容は真実であると認められる。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項はないと認められる。

以上

2025年度  
事業計画、収支予算

2025年度 公益社団法人須賀川青年会議所 年間スケジュール

	例会・総会	(公社)須賀川青年会議所が委員会を通して行う事業	担当	(公社)須賀川青年会議所が諸団体と協力(参画)して行う事業
1月	定時総会	(元朝詣り) 例会・総会	2024年青少年 総務広報	京都会議
2月	2月例会	新年会	総務広報	新春の集い【浪江or福島】
3月	3月例会	沖縄へいわせ須賀川の魅力発信	実行委員会	
4月	4月例会	60周年実行委員会①	実行委員会	しゃくなげCUP【未定】
5月	5月例会	60周年事業①(翠ヶ丘)	地域活性化	
6月	6月例会	60周年記念式典	実行委員会	
7月	7月例会	新入会員セミナー	組織拡大	ブロック大会【浪江】 サマーコンファレンス【横浜】
8月	8月例会	親睦例会	総務広報	
9月	臨時総会	例会・総会	総務広報	東北青年フォーラム【秋田】
10月	10月例会	60周年事業②(天栄)	地域活性化	全国大会【佐賀】
11月	11月例会	会員研修	組織拡大室	松明あかし 卒業式【浪江】
12月	12月例会	卒業式	総務広報	

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公1	青少年育成事業	24.46%

〔1〕事業の概要について（注1）

（1）趣旨（目的）

青少年の心身両面の健やかな成長に寄与することを目的とし、体験活動、共同作業などを通して子供たちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るための事業を実施する。  
また、芸術や文化を通じて郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養うことを目的とした事業を行う。

（2）内容

- ・ 子ども達が、他地域の子ども達との体験活動・共同生活を通して互いの地元文化や価値観の違いを理解しながら友情を育むための事業。
- ・ 次世代を担う子ども達に絵画や作文など、芸術を通して郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養う事業。
- ・ スポーツを通して協調性や体力の増強を図る事業。

なお、取り上げるテーマは例年固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映されたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。

（3）対象

主にいわせ須賀川地域の青少年

（4）財源等

この事業実施に係る費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業の趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。

（5）委託等

専門性を必要とする体験活動や旅券の手配等については、一部を委託する場合がある。

※今年度実施する事業

○いわせ須賀川近隣の子ども達を対象に自然を通じたネイチャーゲームの実施、福島のを雪を通じて、県外の子ども達に福島の自然をPRする事業（冬）

○いわせ須賀川地域の子供たちと須賀川市の翠ヶ丘公園を清掃する美化事業（夏）

実施日：冬の事業 令和7年3月8日（土）

：夏の事業 令和7年5月

対象：福島県及び他地域交流先の小学校中高学年の児童

参加人数：冬の事業 会員全員・須賀川の児童30名、沖縄金武小学校の児童約50名

：夏の事業 会員全員・須賀川の児童30名

ボランティアスタッフ若干名

概要： 本事業は冬、夏に実施するものであり、冬の事業としては福島の子ども達が楽しむ姿を県外に発信し、福島県のPRを行う事業として、福島の子ども達が楽しみながら想いを込めて、雪を詰め、福島県の素晴らしさを伝える。また県外の子ども達には雪を送り直接見て触ってもらうことにより、感受性を高め、福島県への興味を高める事業を実施する。夏の事業は日本の都市公園100選に選出されており、松明あかしの会場地でもある須賀川市の翠ヶ丘公園の美化事業（池の清掃事業）を子供たちと行うことで、子供たち同士の交流を深め、郷土愛育んでもらう。

財源 委員会事業費：¥110,000、補助金：¥500,000、寄付金：¥190,000

（冬 須賀川：¥600,000）

（夏 須賀川：¥200,000）

※過去の実績

○作文絵画コンクール事業

実施日：平成 27 年 10 月  
 参加人数：いわせ須賀川管内の小学生  
 概要：いわせ須賀川管内の小学生を対象に、自分たちの住んでいるまちについて考える機会を与え、これらを作成・絵画等の作品として表現してもらうことで、郷土の文化や歴史への理解と郷土愛を育み、未来に対する創造力を養う事業を実施した。  
 財源：会費  
 協賛：受賞者の景品をショウワノート株式会社より寄贈

○大風掲揚事業

実施日：令和 3 年 11 月  
 対象：須賀川市内小学生を中心とした地域市民  
 概要：座間市の大風をきっかけに友好交流都市協定締結の経緯を知り、震災当時の須賀川市の状況や座間市が行った復興支援を学ぶことで、防災意識の向上につなげた事業を実施した。  
 財源：会費、福島県地域創生総合支援事業補助金  
 委託等：座間市大風保存会並びに一般社団法人座間青年会議所に大風作成と須賀川の地で掲揚を行う際の講師と講師補助として協力を得た。

○夏の他地域交流事業

実施日：令和 5 年 8 月  
 対象：いわせ須賀川管内の小学生と座間市の小学生  
 概要：友好交流都市の座間市の子ども達を呼び、いわせ須賀川の子ども達と 1 泊 2 日の宿泊事業で時間を共にし、交流することの大切さや素晴らしさを肌で感じてもらい、今後、必要となる DX に触れ、興味を持つ場を作り、学びの場を提供する事業を実施した。  
 財源：会費、サポート補助金、協賛金  
 協賛：須賀川商工会議所、須賀川ロータリークラブ、須賀川ぼたんロータリークラブ、国際ソロプチミスト須賀川、いわせオリオンライオンズクラブ、福島空港と地域開発をすすめる会、須賀川ライオンズクラブ、須賀川中央ライオンズ  
 委託先：㈱リビングロボットに DX の使用方法などを御教示頂いた。

○夏の地域交流事業

実施日：令和 6 年 8 月  
 対象：いわせ須賀川管内の小学生  
 概要：SNS が発達している中でリアルな対人関係を育むことを目的とし、いわせ須賀川の子ども達 25 人を対象に 1 泊 2 日の宿泊事業で、様々なアクティビティを通じて交流を深め、多くの仲間を作るきっかけを設ける場を提供した。  
 財源：会費、須賀川市補助金、協賛金  
 協賛：須賀川商工会議所、須賀川ロータリークラブ、須賀川ぼたんロータリークラブ、国際ソロプチミスト須賀川、いわせオリオンライオンズクラブ、福島空港と地域開発をすすめる会、須賀川ライオンズクラブ、須賀川中央ライオンズ

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項第 2 号、第 5 号
事業の種類 （別号の表）	（本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。）
7	本事業は、青少年を対象に、体験活動、共同作業、子どもたちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るためのプログラムを実施し青少年の心身両面の健やかな成長に寄与する点で、「児童または青少年の健全な育成」に該当すると考える。
19	本事業は、青少年を対象に、芸術を通じた共同作業において地域への愛情を育んでもらうとともに、自分たちの住む地域の魅力を発信することにより地域の発展に寄与する点で、「地域社会の健全な発展」とも関連すると考える。
（本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい（注 2）。）	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
（4）体験活動等	1. 本事業は次世代の地域社会を担う青少年の心身の成長

<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該体験活動が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</li> <li>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</li> </ol>	<p>を促し、子どもたちの健全な育成を目的としており、定款第5条第1項第2号（児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業）及び第5号（文化および芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、地域広報誌やHPなどを通して市民に明らかにしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 本活動は地域の風習・伝統行事に関する素材や、土地柄・自然条件の特色を生かしたアクティビティを取り入れることにより、互いの文化や言葉、価値観の違いを理解しながら友情を育むプログラムとしています。当会議所が行う子ども達の自主性や協調性を養う体験活動のプログラム内容は多岐にわたりますが、担当委員会が子ども達の心身向上を目的としたプログラムを研究して立案し、理事会の承認を得て、事業を行っており、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝にはなっておりません。</li> <li>3. 現地少年自然の家のスタッフや看護師等の同伴により、安全管理や体調管理を徹底するなど、体験活動の内容により専門家が関与したほうが良い場合には、理事会で協議し、専門家の参加や助言を得られる体制を作っております。</li> </ol>
(8) キャンペーン、〇〇月間	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 (例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</li> <li>3. (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業は芸術や文化を通して自分たちの住む地域の魅力を発信することにより、地域の発展に寄与することを目的としており、定款代5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）及び第5号（文化および芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、看板は公共施設内に設置しているため公に公開されています。</li> <li>2. 本事業は郷土の文化や歴史への理解を深め、郷土愛を養う内容をテーマ（須賀川の釈迦堂川花火大会や牡丹など）に、子どもたちに看板をかいってもらうものであり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないことは明らかです。</li> <li>3. 要望・提案は行っていないため、該当しません。</li> </ol>
(14) 表彰・コンクール	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 選考が公正に行われることになっているか。</li> <li>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</li> <li>4. コンクールの受賞者・作品・授賞理由を公表しているか。</li> <li>5. 受賞者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担を求めているか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業は、作文・絵画等の作品と通じて郷土愛を養う内容をテーマに、子ども達から募集するものであり、定款第5条第1項第2号（児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業）及び第5号（文化及び芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、募集要項には公益的な目的であることを記載して教育委員会を通じて各学校に配布するなど、明らかにしております。</li> <li>2. 選考は、募集者の名前を伏せた上で、多数の会員がポイント制にして、その合計ポイントで機械的に選考しているため、利害関係を排除しており、公正に選考しております。</li> <li>3. 選考は現役メンバー20名及び外部の専門家を交えて行っております。本年度も落語家の林家正蔵氏に依頼しております。</li> <li>4. 受賞者は表彰式及び新聞等の報道機関で公表されております。また、作品は表彰式及びHPで公表しております。</li> <li>5. 一切ございません。</li> </ol>
「展示会、〇〇ショー」用	

1. 該当「展示会・〇〇ショー」が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	1. 座間市の大風をきっかけに友好交流都市締結の経緯を知り、東日本大震災当時の状況や座間市が行った復興支援を学び防災意識の向上に繋げております。また、作品は市民交流センターtetteに一定期間設置し、HPやSNS等で公表しております。
2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	2. 掲揚の様子を動画で撮影し展示会場でQRコードから視聴できるようにしております。また、大風の展示と共にパネル展を行い、須賀川市、座間市の歴史や東日本大震災当時の状況や支援の内容を展示しております。
3. (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。	3. 選定・公表・出展は行っていないため、該当しません。

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

#### 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	地域活性化事業	45.87%

〔1〕 事業の概要について（注1）

<p>(1) 趣旨（目的）</p> <p>自分たちが住むまちをより良くするため、様々な手法によってこのいわせ須賀川地域の美化事業を行い、地域のすばらしさ・郷土愛を再度問いかけると共に、外部からの観光など集客に繋がるような事業展開を行い、合わせて地域の人々が交流を図れるような場を設けるなど地域が活気溢れる事業を計画実施する。また、これらの事業を通じて災害復興に向けた支援等も行い、いわせ須賀川地域の健全な発展と活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業</p> <p>地域社会の健全な発展を実現するため、市民を対象に講座、セミナー、体験活動などを行う。なお、取り上げるテーマは例会固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映させたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域社会の健全な発展を促す事業</li> <li>2. 人々の交流を図るための事業</li> <li>3. 文化的活動を通じた交流事業</li> <li>4. 災害復興支援及び風評被害対策を目的とする事業</li> </ol> <p>(3) 対象</p> <p>主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民</p> <p>(4) 財源等</p> <p>この事業実施に係わる費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業に趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において、一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。また、物品販売を行いこれに伴う収益は、その事業内において消化する。</p>
---

(5) 委託等

講演会の講師や専門性を必要とする活動等については、一部を委託する場合がある。

※今年度実施する事業

○福島 - 沖縄 PR 事業

実施日：令和 7 年 3 月 28～30 日

参加人数：会員全員、沖縄県民（那覇空港でのアンケート実施）

概要：福島県民からのニーズが高い那覇便の定期便就航に向けて、沖縄県内における福島空港の認知度を高める PR 活動を沖縄県内で実施する。

財源：会費¥500,000

事業費計¥500,000-

○いわせ須賀川地域のクリーンアップ事業

実施日：令和 7 年 5 月

参加人数：県内地域住民

概要：いわせ須賀川地域には自然や歴史的な魅力があるが、生まれ育った須賀川の人でも知らないことが意外とある為、自然や歴史に触れてもらう事により、地域を知ってもらい郷土愛を育む為、地域の人たちと協力し住んでいる地域の美化事業を行う。SNS で発信することにより、普段関心を持たない人にも興味を持ってもらう事業を行う。

財源：会費¥10,000、寄付金¥190,000

事業費計¥200,000-

○地域企業や各種団体の魅力を発信する事業

実施日：令和 7 年 10 月

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：いわせ須賀川のさらなる地域活性化のために、これまで以上に地域や様々な団体と協力することで、今まで行ってきた事業を継続し、今まで以上の規模で行い、新たな試みを取り入れることにより、様々な体験をしてもらう事ができる。子供達に笑顔や夢を与え、賑わいのあるまちづくり事業を行う。

財源：会費¥800,000

事業費計¥800,000-

※過去の実績

○岩瀬郡天栄村の地域活性化事業

実施日：平成 29 年度

対象者：会員全員・周辺地域住民

概要：岩瀬郡天栄村では大きな祭事が行なわれておらず、周辺地域の住民の方々には須賀川市内などで行なわれる祭事に参加している。そこで、当青年会議所は地域団体と協力し、官民一体による祭事を岩瀬郡天栄村にて開催した。地域の方々にはより地域の魅力を感じてもらい、他地域の方々には新たな魅力を発信することにより復興支援及び風評被害の払拭に繋がった。

財源：会費

○地域施設(公園)の美化事業

実施日：令和 3 年度

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：日本の都市公園 100 選にも選定されている翠ヶ丘公園が昨年、Park-PFI 事業予定者が決定し様々な施設がこれから拡充し、より魅力ある公園へと変わろうとしている。そうした中、公園の美化事業を実施することにより、翠ヶ丘公園の魅力を対外的に宣伝し、集客性を高め、まちの賑わいを創出できる事業を行いました。

財源：会費

○地元団体・地元企業との地域活性化事業

実施日：令和 5 年度

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その他住民

概要：子供たちが様々な体験活動を行う事で、活力ある地元の魅力に気付いてもらい、将来のまちづくりに対する向上心を育んでももらう為、他団体にも協力してもらう事で地域活性化に繋がった。また学生ボランティアに参加・協力してもらい、市元団体・地元企業に触れることで地元の魅力を再認識してもらう事に繋がった。



<p>財源：会費</p> <p>○地域施設（川）の美化事業          実施日：令和6年度          参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その他住民          概要：須賀川市の名称の由来ともなった下の川を地域住民と清掃することで美しいまちづくりを図り、まちの魅力の保護を行った。また他団体と協力し専門的な観点で新たに在来種である生態系を放出することで生態系の保護及び保全を図った。</p>
--

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第3条、第4条第1項、第5条第1項第2号、第5号
事業の種類 (別号の表)	(本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。)
19	本事業は、市民を対象に、講座、セミナー、体験活動などを行い、地域の持つ特色や魅力を認識し、地域への愛情を育んでもらうと共に、街づくりに対する意識の高揚や地域産業の育成、発展に寄与する。また、地元の伝統的な行事に実行委員会からの企画・参加することにより地域の活性化を図る。さらには県外にて地元のPR活動を行うことで地域の発展に寄与する。これらの点で、「地域社会の健全な発展」に該当すると考える。
3	本事業は、東日本大震災の一日も早い復興に寄与することを目的として、ボランティア活動、イベントの開催等を行うものであり、「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」とも関連すると考える。
18	地方選公開討論会など、地域へ政治の関心を向上させるために講演を開催するものであり、地域社会の発展を地方政治という切り口で考える機会を広く一般に提供することにより公益に寄与するため、結果「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に関連すると考える。
(本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい(注2。))	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
(4) 体験活動等	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	1. 本事業は伝統文化のかかわりを通じて郷土への愛情と誇りを認識し、能動的に多くの市民と力を合わせ行動する意思を育むため、共に参加・支援・観覧の面から盛り上げ継承することを通じて、市民の郷土への愛情と誇りを醸成し、活気溢れる地域社会の形成につなげることを目的としており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）に記載しており、実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 本活動は、420年以上ある伝統文化を継承する昔ながらの工法による松明作成から点火するまでの過程を県外の団体や市民と共に体験することで、いわせ須賀川地域の文化や郷土愛を育む。 3. 松明作成に関しては松明を盛り立てる会に指導を仰ぎながら製作している。
(8) キャンペーン、〇〇月間	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3. 要望・提案の内容を公開しているか。	1. 本事業は関係機関や他団体等と連携して、福島空港や県内の観光地をPRし県内への誘客の促進や、いわせ須賀川地域の一般企業や団体等の協力のもと地域の活性化に資することを目的に実施しており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）及び第7号（風評被害対策を目的とする事業）実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 須賀川市の観光交流課と協議し、効果的なPRを検討したうえで行う事業であり、市が発行しているパンフレット等を用いているため、問題ありません。

	3. 他県等から、観光に来てもらうことを要望としたパンフレットを配布するため、問題ありません。
(3) 講座、セミナー、育成	
区分ごとのチェックポイント	
1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。	1. 本事業は地域社会の直面する諸課題について、広く受講者を募り、専門的知識や技能等の普及や人材の育成を行い、その解決・改善を図るための手法として本事業を開催することで、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）、及び第4号（教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業）HPやチラシ等により広く公表しております。
2. 当該講座等を受講する機会が、一般に公開されているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。	2. 本事業は、関心のある者すべてに開放するものであり、HPやチラシを配布・掲示することにより公表することから、受益の機会は一般に開かれております。
3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為	3. 本事業は、専門的知識の普及を行うためのセミナーであるので、確認行為については問われないが、専門的知識を有する者に講師を依頼しております。
4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	4. 講師には、当該専門的知識に相応しい謝金を支払うが、当法人の活動に対する理解や協力をいただく事で、一般の相場より減額していただく事に努めており、過大な報酬とならないよう次回において十分検討を行っています。
	5.
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント	
1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）	1. 事業を通して、定款第1章第5条7号（災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業）に記載しているように、震災後の一日も早い復旧・復興に寄与することを目的としており、地域全体を対象としているため、不特定多数でない者の利益増進へ寄与を主たる目的にあたりません。
2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）	2. .
ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）	ア 受益の機会の公開方法は理事会により決定しており、当団体のホームページやブログ、新聞にて事前に告知するなど受益の機会が一般に開かれております。
イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適正に関与しているか）	イ 官公庁や関係諸団体の担当者を通じて事前に受益者のニーズを情報収集し、過去の実績などを参考することによって事業の質を確保する。
ウ 審査・選考の公正の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われる事となっているか）	ウ 審査・選考は該当しません。
エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）	エ 本事業は、官公庁や各関係団体の協力
（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他1	研修事業	定款第5条第2項1号
事業の概要		
<p>新入会予定者および入会年度の浅い会員を対象としたセミナーを実施し、本会議所の存在意義・価値を理解してもらい各人の役割と責任を自覚し今後の運営に反映させます。また、会員を対象とした地域のリーダーとして地域に求められる人材育成に繋がるセミナーを計画実施致します。 また、会員の資質を高める事業を行う。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他2	交流親睦事業	定款第5条第2項第2号
事業の概要		
<p>例年行っている新年会・総会・例会を通じて他団体との親睦交流を図るとともに、その他開催される会合・イベントにおいてより多くの地域住民の方々とも交流を図る。 また、これら入会が見込まれる会員予定者との交流し、会員拡大を図り今後の運営の一助とする。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

2025年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支予算書  
2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位:円)

科目	2025年度予算額 1/1~12/31	2024年度決算額	差異(参考)	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
(1)基本財産運用収入	500	88	412	
基本財産利息収入	500	88	412	
(2)入会金収入	120,000	370,000	▲ 250,000	
特別会員入会金収入	120,000	120,000	0	4人×30,000円
新入会員入会金収入	0	250,000	▲ 250,000	
(3)会費収入	2,600,000	2,800,000	▲ 200,000	
正会員会費収入	2,600,000	2,800,000	▲ 200,000	
(4)補助金等収入	500,000	476,000	24,000	市補助金 500,000円
地方公共団体補助金収入	500,000	476,000	24,000	60周年委員会 3月
(5)寄付金収入	890,000	590,000	300,000	
OB協力金	700,000	200,000	500,000	周年協力金 500,000円
協賛金	190,000	390,000	▲ 200,000	地域活性化委員会 10月
その他寄付金	0	0	0	
(6)雑収入	500	3,393	▲ 2,893	
受取利息収入	500	427	73	
その他雑収入	0	2,966	▲ 2,966	
(7)登録料収入	600,000	323,000	277,000	周年登録料 3,000円*200人=600,000円
登録料	600,000	323,000	277,000	
事業活動収入計	4,711,000	4,562,481	148,519	
<b>2. 事業活動支出</b>				
(1)事業費支出	3,270,000	1,410,520	1,859,480	
総務広報委員会	150,000	115,027	34,973	
地域活性化委員会	1,600,000	1,280,327	319,673	協賛金190,000円 委員会事業費800,000円
組織拡大委員会	20,000	15,166	4,834	市補助金500,000円
60周年委員会	1,500,000	0	1,500,000	式典 周年登録料 600,000円
(2)管理費支出	2,366,780	2,359,437	7,343	
会議費	25,000	23,100	1,900	
通勤手当	60,000	60,000	0	
給与手当	1,000,000	1,000,000	0	
労働保険料	18,520	18,520	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	183,000	181,765	1,235	
消耗品費	130,000	140,563	▲ 10,563	最低プリントチャージ料金(1,188円(税込)/月)
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	0	コピー機リース 13,090円(税込)×12ヶ月 会計ソフト代33,000円
印刷製本費	130,900	124,197	6,703	総会資料製本代:99,900円 年賀状代:31,000円
賃借料	231,000	231,000	0	19,250×12ヶ月
広報費	100,000	121,000	▲ 21,000	
渉外費	190,000	137,524	52,476	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	0	
慶弔費	10,000	28,800	▲ 18,800	
登記変更手数料	600	600	0	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	10,000	6,160	3,840	
褒賞費	20,000	39,928	▲ 19,928	
例会運営費	33,000	22,000	11,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	1,280	800	480	
(3)負担金支出	679,220	748,785	▲ 69,565	
その他負担金	90,000	90,000	0	すすめる会
出向者負担金	0	20,150	▲ 20,150	
JCI負担金	55,770	78,260	▲ 22,490	
日本JC負担金	408,000	409,500	▲ 1,500	
国際協力資金	47,450	63,875	▲ 16,425	
WeBelieve購読料	78,000	87,000	▲ 9,000	
事業活動支出計	6,316,000	4,518,742	1,797,258	
事業活動収支差額	▲ 1,605,000	43,739	▲ 1,648,739	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
<b>2. 投資活動支出</b>				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
財務活動収入計	0	0	0	
<b>2. 財務活動支出</b>				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>				
当期収支差額	△ 1,605,000	43,739	▲ 1,648,739	
前期繰越収支差額	2,892,443	2,848,704	43,739	
次期繰越収支差額	1,287,443	2,892,443	▲ 1,605,000	

**正味財産増減計算書**  
2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2024年度予算額 1/1～12/31まで	2024年度補正予算額 1/1～12/31(参考)	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	500	0
基本財産利息	500	500	0
受取入金	120,000	450,000	330,000
特別会員入会金	120,000	150,000	30,000
新入会員入会金	0	300,000	300,000
受取会費	2,600,000	2,900,000	300,000
正会員会費	2,600,000	2,900,000	300,000
新入会員会費	0	0	0
事業収益	600,000	0	▲ 600,000
登録料	600,000	0	▲ 600,000
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	500,000	4,000,000	3,500,000
受取国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	500,000	4,000,000	3,500,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	890,000	390,000	▲ 500,000
OB協力金	700,000	200,000	▲ 500,000
協賛金	190,000	190,000	0
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	500	500	0
受取利息収入	500	500	0
その他雑収入	0	0	0
経常収益計	4,711,000	7,741,000	3,030,000

(2) 経常費用			
事業費	4,917,232	6,300,888	1,383,656
会議費	129,200	66,400	▲ 62,800
通勤手当	54,000	48,000	▲ 6,000
給与手当	1,300,000	800,000	▲ 500,000
福利厚生費	116,668	13,240	▲ 103,428
旅費交通費	535,000	4,440,000	3,905,000
通信運搬費	196,500	109,000	▲ 87,500
消耗品費	653,000	150,000	▲ 503,000
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	320,000	70,000	▲ 250,000
賃借料	562,864	415,248	▲ 147,616
広報費	125,000	88,000	▲ 37,000
渉外費	30,000	0	▲ 30,000
委託費	370,000	61,000	▲ 309,000
保険料	65,000	0	▲ 65,000
図書費	0	0	0
諸謝金	0	40,000	40,000
雑費	460,000	0	▲ 460,000
管理費	1,383,768	1,440,112	56,344
会議費	8,800	16,600	7,800
通勤手当	6,000	12,000	6,000
給与手当	100,000	200,000	100,000
福利厚生費	1,852	3,310	1,458
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	91,500	100,000	8,500
消耗品費	26,000	20,000	▲ 6,000
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	130,900	100,000	▲ 30,900
賃借料	84,216	81,312	▲ 2,904
広報費	20,000	22,000	2,000
渉外費	200,000	120,000	▲ 80,000
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	1,280	8,726	7,446
その他負担金	679,220	722,164	42,944
国際青年会議所負担金	55,770	55,289	▲ 481
日本青年会議所負担金	408,000	418,500	10,500
国際協力金	47,450	63,875	16,425
WeBelieve購読料	78,000	94,500	16,500
他団体負担金	90,000	90,000	0
出向者負担金	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	6,316,000	7,741,000	1,425,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,605,000	0	1,605,000
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,605,000	0	1,605,000

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3) 他会計振替額			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,605,000	0	1,605,000
一般正味財産期首残高	4,315,346	5,301,104	985,758
一般正味財産期末残高	2,710,346	5,301,104	2,590,758
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金		0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金		0	0
受取地方公共団体助成金		0	0
受取民間助成金		0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,710,346	5,301,104	2,590,758





# 公益社団法人須賀川青年会議所定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下、「本会議所」という。）は、公益社団法人須賀川青年会議所  
（英文名 Junior Chamber International Sukagawa）と称する

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を福島県須賀川市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は青年の立場において会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに明るい豊かな地域社会の創造並びに日本の平和と繁栄に寄与し、国際的理解と親善を深める事を目的とする。

(運 営 の 原 則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。  
2 本会議所は、特定政党のために利用しない。  
3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究及びその改善に資する事業。
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (4) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業。
- (5) 文化および芸術の振興を目的とする事業。
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護および整備を目的とする事業。
- (7) 災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業。
- (8) その他、公益目的を達成するための事業。

2 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業。
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

3 第 1 項および第 2 項の事業については福島県において行うものとする。

(事 業 年 度)

第 6 条 本会議所の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 会 員

(会員の種類および資格)

第 7 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

須賀川市およびその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認された者をいう。ただし事業年度中に 40 歳に達した者は、その事業年度の終了まで 正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40 歳に達した年度の末日まで正会員であったもので理事会において承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労あるもので、理事会において承認された者をいう。

(4) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同しその発展を助成しようとする個人、法人又は団体で理事会において入会を承認された者をいう。

2 前項の正会員のうち 40 歳に達した事業年度に本会議所の理事又は監事であった者は、前項に関わらず選任の翌事業年度に関する定時総会の終結の時まで正会員としての資格を有する。

3 このほか会員に関する事項は、別に定める公益社団法人須賀川青年会議所会員資格規定（以下、「会員資格規程」という。）による。

(入 会)

第 8 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 権 利)

第 9 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 賛助会員、特別会員、名誉会員については、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 義 務)

第 10 条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正 会 員 の 義 務)

第 11 条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会 費 等 の 納 入 義 務)

第 12 条 事業年度開始日に在籍している正会員及び賛助会員は、総会において定められた会費の納入義務を負うものとする。ただし、第 7 条第 2 項の正会員は、この限りでない。

- 2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において定めた入会金を納入しなければならない。

(会 員 資 格 の 喪 失)

第13条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。(正会員に限る)

(休 会)

第14条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(退 会)

第15条 本会議所を退会しようとする会員はその年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(除 名)

第16条 本会議所の正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
  - (2) 本会議所の名誉を毀損し、または本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
  - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (4) 会費納入義務を履行しないとき。
  - (5) 出席義務を履行しないとき。
  - (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
  - 4 除名が議決されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 総 会

#### (総会の種類)

第18条 本会議所の総会は定時総会および臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

#### (総会の構成)

第19条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権 限)

第20条 総会は、次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録の承認
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  1. 会員資格規程
  2. 特定資産管理規程
  3. 役員報酬規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

#### (開 催)

第21条 定時総会は、毎年1月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

#### (招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日

を臨時総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、次にあげる事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

4 理事長は、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第23条 総会の議長は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(決 議)

第24条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人書による議決権の行使)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議 事 録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名または記名押印しなければならない。

## 第 4 章 役 員 等

(役員の種類および数)

第27条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事10名以上20名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(代 表 理 事)

第28条 前条第2項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者理事を選定する方法によることができる。
- 4 監事は、会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (任 期)

第32条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、理事を補充選任しなければならない。
- 4 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

#### (辞 任 及 び 解 任)

第33条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (直 前 理 事 長 等)

第34条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務について参考としての意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等は理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 6 第32条第1項並びに第33条第1項及び第2項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
- 7 直前理事長等は無報酬とする。

#### (報 酬 等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、正会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 本会議所と理事が、本会議所会計規程に定める上限金額を超えて第1項第1号第2号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という）を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第37条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第38条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに承認
  - (2) 理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解任
  - (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (4) 規程（総会で決するものを除く）の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (5) 理事の職務の執行の監督
  - (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
  - (7) その他法令及び本定款に定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体



制の整備)

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として月1回以上開催し、最低でも年10回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第31条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第3項第5号により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事、直前理事長及び顧問に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、出席した理事の互選とする。

(議決)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第 45 条 本会議所は毎月 1 回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委 員 会)

第 46 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会において選任する。

4 正会員は、理事長・副理事長・専務理事・監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第 7 章 財産および会計

(財 産 の 構 成)

第 47 条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(基 本 財 産)

第 48 条 基本財産は、第 5 条 1 項の事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第 5 条 1 項の事業に使用しなければならない。

(財 産 の 管 理 ・ 運 用)

第 49 条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める規程による。

(会 計 原 則)

第 50 条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第51条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第52条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第54条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項同様の総会の議決を得なければならない。

## 第 8 章 管 理

(事 務 局)

第 55 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 各事業年度に係る、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれら附属明細書は、作成したときから 10 年間保存する。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情 報 の 公 開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第 59 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定 款 の 変 更 等)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁へ届けなければならない。

（合併等）

第61条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

第62条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第63条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第64条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（清算人）

第65条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第66条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補 則

（委任）

第67条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、小山雅弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、2013年2月23日に改訂。

## 公益社団法人 須賀川青年会議所 会員資格規程

### 第 1 章 目 的

#### 第 1 条

本規則は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

### 第 2 章 入 会

#### 第 2 条

入会を希望するものは、在籍満2年以上の正会員2名の推薦を受け、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

#### 第 3 条

前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- (1) 入会后満2カ年以上経過している者。
- (2) 被推薦者に対して道義的責任を負い得る者。

#### 第 4 条

理事長は、入会資格審査について会員開発を担当する委員会へ委託する。

#### 第 5 条

会員開発を担当する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事長に答申する。

#### 第 6 条

理事会は答申に基づき審査し所定の研修を終了した後入会の適否を決定する。

2. 入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

#### 第 7 条

入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。

#### 第 8 条

本会議所会員の所属する法人及び団体等で、会員が人事異動や転勤等の都合によりやむなく退会した場合、又は卒業した場合でも、継続的に入会を希望した場合には、本会議所会員資格規程第3章における会費の納入は、前会員による会費によりこれを充当し、第2章における入会金は取らないものとする。

#### 第 9 条

定款第12条に定める入会金並びに年会費は

入 会 金      正 会 員      総会決議により金額を決定する。

特別会員                              30,000円（終身会費）

会 費      正 会 員      総会決議により金額を決定する。

（新入会員の入会年度の年会費は、総会決議により決定するものとする。）

賛助会員                      1口金 10,000円（1口以上）

#### 第10条

会費及び入会金の用途は、公益目的事業に30%以上、残りをその他の事業及び管理運営経費（法人会計）で使用する。

ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

### 第 3 章 会 費 の 納 入

#### 第 1 1 条

- (1) 正会員は、定款第 1 2 条に定める年会費を毎年 2 月末日迄に納入しなければならない。ただし、理事会の決定により分納することができる。
- (2) 卒業年度に理事長もしくは監事の職を行い、直前理事長および監事として本会議所の役員として残る場合に限り前条で定める特別会員会費のみ納入する事とする。

### 第 4 章 会 員 の 失 格

#### 第 1 2 条

定款第 1 6 条に定める行為があった時は、会員開発を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告し、理事会審議を経て総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により除名することができる。

#### 第 1 3 条

年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

#### 第 1 4 条

例会及び委員会に対して、度重なる欠席に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

#### 第 1 5 条

前条並びに第 1 1 条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会を勧告することができる。

### 第 5 章 休 会

#### 第 1 6 条

会員が病気療養・短期の不在・業務上の事由等により、一時的に本会議所活動に参加できない場合は、原則 1 年以内に限って休会できる。やむを得ない事由がある場合この限りでない。

2. 休会を希望する会員は、理事会に休会届を出し承認を得なければならない。
3. 休会中も会費・負担金納入義務を有する。

### 第 6 章 特 別 会 員

#### 第 1 7 条

- (1) 定款第 7 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。
- (2) 卒業年度を越えた直前理事長および定款に定める正会員から選任され任期満了までの監事は特別会員とする。

#### 第 1 8 条

特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。



## 第 7 章 名 誉 会 員

### 第 19 条

正会員及び本会議所の特別会員でない者で、本会議所に功労のあったもので理事会の推薦により名誉会員となる。

### 第 20 条

名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 第 8 章 賛 助 会 員

### 第 21 条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。但し会費を納入しない時は退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

### 第 22 条

賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

### 第 23 条

賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 細 則

### 第 24 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

## 附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日改訂。

2014年1月27日改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 役員等選出・選任規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）定款第 29 条により本会議所の次年度の役員選任等の選出の方法を定めたものである。

## 第 2 章 役員候補者選任の方法

### 第 2 条

役員候補者選任に関する事項を管理する為、毎年 6 月 1 日までに役員候補者選出管理委員会（以下「役選委員会」）を設置し、一般社団・財団法人法第 63 条第 1 項の規定により原則として 9 月臨時総会において次年度役員を選任するものとする。

## 第 3 章 役員候補者選出管理委員会

### 第 3 条

役選委員会は、理事長・直前理事長・専務理事及び運営規程第 5 条に定める各委員会より各 1 名宛互選された委員をもって構成して理事会の承認を得る。

2 役選委員会は、互選により 1 名の委員長を定める。

3 委員長は委員会を掌理する。

4 役選委員会は、役員候補者の選出並びに推薦に関する事務処理を始め理事長に報告書を提出し、原則として 9 月臨時総会において役員候補者の承認された時点で自動的に解散となる。

## 第 4 章 理事候補者の選出

### 第 4 条

理事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、各々選任することで理事予定者となる。

2 前項で選任された理事予定者は、翌年 1 月定時総会終了後、正式な理事となる。

### 第 5 条

任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

## 第 5 章 監事候補者の選任

### 第 6 条

監事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、推薦された監事候補者は各々選任されることで監事予定者となる。

2 前項で選任された監事候補者は、翌年 1 月定時総会終結後、正式な監事となる。

## 第 6 章 理事長候補者等の選出

### 第 7 条

役選委員会は、本規程第 4 条において選任された理事予定者の中から、1 名の理事長候補者を総会に推薦する。

2 1 月定時総会終了後、理事・監事全員の同意を得て、速やかに臨時理事会を開催し、理事長・副理事長および専務理事の選定、委員長および副委員長の選任ならびに職務分担等を協議、決定する。

3 顧問を置く場合も、前項の規定の理事会において選任するものとする。

## 第 7 章 直前理事長及び顧問

### 第 8 条

(1) 理事長任期を満了した翌年度は、直前理事長として自動的に選任される。

(2) 本会議所は、理事会の総意により顧問を置くことができる。

## 第 8 章 規程の改廃

### (改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

2013年2月1日より施行。

2013年4月23日に改訂。

2013年5月21日に改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 運営規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易なさしめる為に、本会議所定款に基づき組織・運営等に関する事項を規定するものである。

## 第 2 章 理 事 会

### 第 2 条

理事会は、定款第 39 条に規定する事項のほか次の事項について審議する。

- 1 定款及び諸規則並びに諸規程に関する事項
- 2 例会に関する事項
- 3 会員の入退会及び除名並びに出席向上に関する事項
- 4 入会金・会費及び負担金の納期に関する事項
- 5 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
- 6 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
- 7 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- 8 委員会より提案された事項
- 9 公益社団法人日本青年会議所より指示された事項
- 10 その他重要な事項

## 第 3 章 例会並びに出席

### 第 3 条

例会の開催

原則として毎月 1 回以上開催しなければならない。

例会の開催日は、理事会に於いて決定し 1 週間前迄に各会員に通知しなければならない。

### 第 4 条

出 席

正会員は、例会・定時総会・臨時総会・所属委員会・その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

- 2 例会及びその他の会合に欠席又は遅刻・早退する場合は必ず予め届け出なければならない。

## 第 4 章 委 員 会

### 第 5 条

#### 室及び委員会の種類

定款第 4 7 条の規定により設置される委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決議する。

また、必要に応じて室及び特別委員会を設置することができる。

2 正会員は、すべていずれかの委員会に所属しなければならない。

ただし、理事長、直前理事長、顧問、副理事長、室長、専務理事、会計理事、事務局長は、いずれの委員会にも所属しない。

### 第 6 条

#### 室及び委員会の構成

各委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名をおく。

また、必要に応じて幹事 1 名ないし 2 名をおく事が出来る。

2 委員会管理及び指導役として、室長をおく事が出来る。

3 室長及び正副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 室長及び正副委員長及び幹事の任期は、定款第 3 2 条を準用する。

### 第 7 条

#### 室及び委員会の任務

室は事業を推進するため各委員会との連絡調整を密にし、必要な場合は室会議を招集することができる。

2 室会議は、室長及び当該室の正副委員長及び幹事をもって構成する。

3 委員会の任務の指針は次の通りとし、各委員会は毎月 1 回以上会合を持ち各自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

(1) 総会、例会開催に関する事項

(2) 新入会員の拡大、審査及びその指導

(3) 会員の親睦を図るための各種会合の開催

(4) 指導力開発に関する調査、研究及び会員に対する標準訓練の推進

(5) 将来の地域の担い手となる人づくりの推進

(6) 文化的活動を通じ、地域の諸団体との交流

(7) 地域における教育理念を探り地域社会に対する教育意識の高揚

(8) 地域の歴史、文化等の調査、研究

(9) 福島空港を核とした広域的街づくりに関する提言の策定

(10) 国際化に対応した地域のあり方に関する調査、研究、事業の推進

(11) 周辺市町村の諸団体と活動を共にし広域的なネットワークの構築

(12) 福島空港の就航先との人的交流の推進

- (13) 青少年の育成、指導に関する諸団体との交流
- (14) 広域的な交流のあり方に関する調査、研究
- (15) 福島空港の利活用に関する事業
- (16) 長期的見地にたった運動指針の策定と実施
- (17) 長期的地域政策のための情報収集、提供、啓蒙
- (18) 会報の発行
- (19) 社会開発運動を通じ、青年会議所運動に対する理解を得るための広報活動
- (20) その他の公聴、広報に関する事項

## 第 5 章 事 務 局

### 第 8 条

#### 事務局の設置

本会議所の事務を処理する為、事務局を置く。

### 第 9 条

#### 事務局長

事務局には、事務局長 1 名を置く。事務局長は事務局を統轄する。必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。事務局長は、理事の中から理事会の決議を経て理事長が任命する。

事務局には、事務局長 1 名もしくは事務局長を担当する委員会（以下、事務局担当という）を置く。

事務局担当は、事務局を統轄する。

事務局担当が 1 名の場合は理事の中から、委員会の場合は、担当する委員会を、理事長が任命する。

また、事務局長を置く場合、必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。

### 第 10 条

#### 細 則

前 2 条の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める本会議所庶務規程による。

## 第 6 章 褒 賞

### 第 11 条

#### 目 的

本会議所は、青年会議所運動の高揚を図り、本会議所運動に貢献した名誉をたたえ本会議所運動の発展に資するため褒賞を行う。

## 第12条

### 審査及び決定

次の事項に該当する者、個人及び団体を、褒賞委員会を設置し審議決定する。

褒賞委員会メンバーは理事長、直前理事長、専務理事、総務関連委員長、監事、次年度理事長候補者により構成する。

- (1) 本会議所の拡大に著しく努めた者。
- (2) 本会議所運動に顕著な功績があった者。
- (3) 各種会合の出席率良好なる者。

2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日 改訂。

2014年1月27日 改訂。

## 公益社団法人 須賀川青年会議所 庶務規程

### 第 1 章 目 的

#### 第 1 条

本規定は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の管理運営を円滑にする為、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

### 第 2 章 事 務 局

#### 第 2 条

事務局には、理事長が理事会の承認を得て理事の中から事務局長 1 名をおく。

#### 第 3 条

総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。

#### 第 4 条

事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

1 本会議所の定款並びに諸規則、諸規程	永久保存
2 総会及び理事会の議事録	10年間保存
3 本会議所内部の文書	5年間保存
4 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴	1年間保存
5 事務局日誌	3年間保存

#### 第 5 条

事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

### 第 3 章 慶 弔

#### 第 6 条

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を贈る。

1 会員の結婚	10,000円
2 会員の死亡	10,000円 及び 花輪
3 会員の長期（1カ月以上の病臥の場合）に亘る傷病	5,000円
4 会員の配偶者の死亡	10,000円 及び 花輪
5 会員の両親及び子女の死亡	10,000円 及び 花輪
6 以上の外、必要と認めるとき正副理事長の協議により、これを決定し理事会に報告する。	



## 第 4 章 旅 費

### 第 7 条

理事長の命じた公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

- 1 目的地までの往復普通料金相当額（用務の都合により特別急行料金を加算する）
- 2 宿泊料は実費相当額

### 附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所会計規程

## 第 1 章 総 則

(目的)

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

### 第 2 条

本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

(会計年度)

### 第 3 条

本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算及び決算)

### 第 4 条

本会議所の収支予算は、理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の事業報告書とともに、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会の承認を得なければならない。

## 第 2 章 予 算

(予算統制の原則)

### 第 5 条

本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成及び管理)

### 第 6 条

予算の編成及び管理はそれぞれ下記の手順にて行う。

- (1) 法人会計：管理責任者は理事のうちから選任した会計担当理事とし、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。
- (2) 公益目的事業会計及び収益事業等会計：管理責任者は委員長とし、会計担当理事の確認を受けたのち、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。

(予算編成の原則)

### 第 7 条

予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

- 2 一物品または一取引につき10万円を超える予算を計上する場合には、最低1社以上の相見積を徴収するなど、支出額の妥当性を確保しなければならない。

(予算科目)

#### 第 8 条

予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

#### 第 9 条

予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(予算の緊急修正)

#### 第 10 条

予算の重要な変更の必要がある場合は、理事会の決議により予算を変更することができる。

2 予算を変更した場合は、すみやかに総会または例会において、正会員へ報告するものとする。

(理事会専決事項)

#### 第 11 条

次の事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

- (1) 予算の執行
- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更

(予算科目外の支出)

#### 第 12 条

予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

#### 第 13 条

理事長は次の事項を会計担当理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

#### 第 14 条

各担当委員長は、各事業の予算の編成とその執行に関し、随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

### 第 3 章 取引の制限額

(特別取引)

#### 第 15 条

理事が、本会議所と取引を行う場合、その金額に関わらず、その取引を定款 36 条第 3 項に定める特別取引とする。

また特別取引を行う場合、次のすべてを行うものとする。

- 1 取引金額の妥当性を確保するため、最低1社以上の相見積を徴収した上で、取引を行う理事は、理事会において取引を行う旨の承認を得なければならない。
- 2 取引を行う理事は、特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退出しなければならない。
- 3 取引を行った理事は当該取引事業が終了したのち、理事会において根拠を示したうえで、取引が終了した旨を報告しなければならない。

## 第4章 会計経理

(会計諸帳簿)

### 第16条

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- 1 帳簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
- 2 決算書類及び諸表
- 3 伝票

(金銭出納)

### 第17条

金銭の出納は会計担当理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- 1 収入については、発行した領収書控
- 2 支出については、受領した領収書
- 3 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

(出納口座及び名義)

### 第18条

出納はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

(予算の執行)

### 第19条

予算の執行は理事長もしくは理事長の任命した担当理事の権限により行う。

執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費をはぶき、効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え理事会に提出し承認を得なければならない。

(会計経理)

### 第20条

会計担当理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として、それぞれ担当の科目に振り替え関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

(会計諸帳簿保管期間)

第21条

会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

- |            |        |
|------------|--------|
| 1 決算書類     | 10年間保存 |
| 2 その他の会計書類 | 10年間保存 |

## 第 5 章 監 査

(監査)

第22条

監事は監査を行うものとする。

- 2 監事はいつでも本会議所の監査を行う為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

## 第 6 章 細 則

(細則の規程)

第23条

本規程の実務的、効率的運営のため、細則等を規定することができるものとする。

## 第 7 章 規 程 の 改 廃

(本規程の改廃)

第24条

本規程の改廃は、理事会の議決による。

2013年2月1日施行

2013年5月21日改訂

## 公益社団法人須賀川青年会議所 役員報酬規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人須賀川青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第 2 条 会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第 3 条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席 1 回につき 20,000 円を上限に総会の決議を経た額とし支給する。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度銀行振込による。

第 4 条 本規程の改廃は、総会の決議による。

### 附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

## 公益社団法人 須賀川青年会議所 情報公開規程

(目 的)

### 第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下「本会議所」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会議所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

### 第 2 条

本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

### 第 3 条

本会議所は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。

2 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(書類の事務所備え置き)

### 第 4 条

本会議所は、法令の規程に従い、書類の事務所備え置きを行い、閲覧請求に対し、その閲覧しないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

### 第 5 条

前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

### 第 6 条

本会議所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会議所事務局とする。

2 閲覧の日は本会議所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(その他)

### 第 7 条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第 8 条

本会議所の情報公開に関する事務は、執行年度理事長が責任者となり、理事長の選任したものが管理する。

(改 廃)

第 9 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

別 表

	対象書類等の名称	保存期間
1	定款	永久
2	事業計画書・収支予算書・資金調達および設備投資の見込みを記載した書類	10年
3	計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書）監査報告書	10年
4	財産目録	5年
5	役員等名簿	10年
6	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	10年
7	寄付等による受け入れ財産及び資金	10年
8	総会議事録	10年
9	理事会議事録	10年
10	会計帳簿	10年



## 個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人須賀川青年会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、修練、奉仕及び友情をもって地域社会及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする団体です。本会の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令を遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

### 1 個人情報の取得

本会議所は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

### 2 利用目的及び保護

本会議所が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

### 3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

### 4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本会議所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 本会議所が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会議所の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

2018年1月23日

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 事務局員就業規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

### 第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の円滑な運営をはかるため局員の実業に関する事項を定めたものである。

### 第 2 条

局員はこの規程に基づいて定められた諸規程を遵守し本会議所の発展に努めなければならない。

## 第 2 章 人 事

### 第 1 節 採 用

(採 用)

### 第 3 条

本会議所は、就業を希望する者の中から理事会の選考を経て認められた者を局員として採用する。

(提出書類)

### 第 4 条

就業を希望する者は次の書類を提出しなければならない。但しその一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最近3ヶ月以内の写真
- (4) その他青年会議所が指定する書類

(身上の異動等の届出)

### 第 5 条

局員は次の各号につき変更のあった場合には、直ちに本会議所に届出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 本籍地
- (3) 本人の氏名
- (4) その他身上に関する事項

## 第 2 節 退職及び解雇

### (退職)

#### 第 6 条

局員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき

### (退職の承認)

#### 第 7 条

前条第 2 号の退職願いは少なくとも 60 日前に提出しなければならない。この場合、本会議所の承認があるまでは従前の勤務に従事しなければならない。

### (解雇)

#### 第 8 条

局員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身の障害によって勤務に耐えないと認めたととき。
- (2) 勤務成績が著しく不良で職務の遂行に適さないと認めたととき。
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由により本会議所の事業を縮小するとき。又は事業の継続が不可能になったとき。

### (解雇の予告)

#### 第 9 条

局員を解雇するときは 30 日前に本人に予告するか、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。

但し各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 天災地変、その他やむを得ない事由のために事業が不可能となった場合。
- (2) 局員の責に帰すべき事由に基づき解雇する場合。

## 第 3 章 服 務

### 第 1 節 服 務 規 程

#### (サービスの原則)

#### 第 10 条

局員は品性を正しくし、他人の人格を尊重して信義を重んじなければならない。

##### (1) (勤 務)

就業日には所定就業時間を完全に勤務しなければならない。但し理事長が認めた場合はこの限りではない。

##### (2) (事務局の整理、保管)

(イ) 事務局は快適に職務につけるよう常に整理、整頓につとめ、清潔に保持しなけ

ればならない。

(ロ) 事務局の器物、設備等は大切に保管すると共に効率的な使用に留意し、私用に供してはならない。

(3) (サービス態度)

言葉づかい、服装、態度に常に留意し、明朗、闊達にサービスし、いやしくも来客及び職場に不快の念を与えるようなことはあってはならない。

(4) (連絡、協調)

(イ) 本会議所会員相互の連絡協調に努め、業務の運営に円滑を期さなければならない。

(ロ) 職務の遂行に当たって自己の能力を充分発揮すると共に事務改善に関し常に工夫、研究するよう心掛けなければならない。

(5) (自己規律)

(イ) 局員は本会議所に損害を及ぼし又は本会議所を傷つけあるいは本会議所の不名誉となる行為をしてはならない。

## 第 2 節 就業時間

(就業及び休憩時間)

### 第 1 1 条

(1) 1日の始業、終業時刻を次の通りとする。

就業時間	始業	就業
	午前 10 時 00 分	午後 4 時 00 分

(2) 休憩時間は 1 日 1 時間とし、適宜業務に支障のないよう使用する。

(就業時間の変更)

### 第 1 2 条

本会議所は業務上必要あるときは前条に定める就業時間を変更し、又は全部もしくは一部の就業時間の変更を命ずることがある。

(休日)

### 第 1 3 条

休日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の休日

(4) 前各号を除いた週 1 日

(5) その他、青年会議所が定めた日

(休日の変更)

### 第 1 4 条

前条の休日は業務の都合により止むを得ない場合は 2 週間以内に他の日と振替えるこ

とがある。

### 第 3 節 休 暇

(休 暇)

- (1) 年次有給休暇
- (2) 忌引休暇
- (3) 生理休暇
- (4) 特別休暇

#### 第 1 5 条

- (1) 局員は毎年度(当年1月1日から12月31日まで)次の年次有給休暇を継続又は分割してうけることができる。

休暇日数 10日

- (2) 前項の規程は前年度の出勤率が8割以上の局員に対してのみ適用する。
- (3) 前項の出勤率の算定に当っては年次有給休暇、忌引休暇、特別休暇及び業務上の傷病による休務は出勤したものと見做す。

(忌引休暇)

#### 第 1 6 条

忌引休暇は次の各号に定める日数とする。

- (1) 父母の死亡の場合 7日
- (2) 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合 5日

(生理休暇)

#### 第 1 7 条

生理休暇は生理日の勤務が著しく困難か又は生理に有害な場合当該生理期間とする。

(特別休暇)

局員が次の各号の一により就業できないときはそれぞれに定める日数の休暇を与えるものとする。

- (1) 現在居住する家屋が焼失、倒壊、浸水及びこれに類する災害を受けたとき……  
本会議所の認定した期間
- (2) 伝染病予防法による交通遮断又は隔離のため就業できない期間、但し本人の責に帰すべき罹病の場合はこの限りでない……その期間

(休暇の手続き)

#### 第 1 8 条

- (1) 本節に定める休暇をとる時は事前に休暇事由及び休暇時間を事務局長に届出なければならない。
- (2) 年次休暇は局員の請求した期日を与える。但し業務の都合によりその期日を変更することがある。

(期間の計算)

第19条

休暇の起算日は休暇事由発生の日とし、休暇日数の計算については休日を通算する。

但し、年次有給休暇については休日を通算しない。

第4章 給与

(給与規程)

第20条

局員の給与は月額75,000円とする。また必要に応じ、別途通勤手当を支払う。

雑則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

2018年12月20日に改訂。

2022年12月22日に改訂。